

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

決算特別委員会会議 録 (4) (17. 3 定)			
日 時	平成 17 年 10 月 21 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、武井副委員長、上野・山田・吹田・菊地・大畠・ 佐々木(茂)・新谷・見楚谷・斉藤(陽)・佐藤 各委員		
説明員	水道局長、総務・財政・市民・福祉・環境・建設各部長、 総務部参事、保健所長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、新谷委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

小前委員が吹田委員に、井川委員が見楚谷委員に、大橋委員が上野委員に、古沢委員が新谷委員に、高橋委員が佐藤委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項の質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、平成会、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

それでは、公明党。

斉藤(陽)委員

女性相談室について

まず、事務執行状況説明書の43ページですが、女性相談室についてお伺いをしたいと思います。

まず、この女性相談室の相談員の方は何名で、どこで対応をされておられるのか。

(市民)男女平等参画課長

女性相談室の専門の相談員は市民部で1名で、あとそのほかに青少年の方の家庭児童相談員3名のうちの1名、女性が所管をしている状況にあります。相談は専門の外線電話がございまして、こちらの方で受けました後、別室で相談室というのがありますので、こちらの方の電話で実際の相談を受けている状況にあります。

斉藤(陽)委員

相談者数が430名ということで、最近数年間の変化といたしますか、推移をお示してください。

(市民)男女平等参画課長

平成14年度から申し上げます。14年度の利用者件数は486件、15年度533件、16年度430件となっております。

斉藤(陽)委員

まちまちといたしますか、上がったり下がったりしている感じですがけれども、このところ増えてきているとか、減ってきているとかという、そういう傾向についてはどうでしょうか。

(市民)男女平等参画課長

件数の傾向でいいますと、真ん中の平成15年度についてはひょっと上がっている状況にありまして、16年度は少し減少しております。また、4月現在までの状況ですと、17年度につきましては、16年度220件だったところ139件と、件数は減少している状況にあります。中身のことで分類の関係でいきますと、14年、15年が1位を占めていたのは経済の問題だったのですけれども、16年度からは自分の相談ということで、こちらで分類しています「自分」の分類というのが増えてきている状況にあります。

斉藤(陽)委員

そのこともちょっと聞きたかったのですが、まず新規よりも再来の方が半分以上だと。それから、相談方法では電話の方が430人中で300人近いということで、この意味合いはどういったところなのでしょうが。

(市民)男女平等参画課長

まず、再来の方というのは、相談の窓口があるということで一度相談いただいて、また、先ほどちょっと説明させていただいたように電話のことでお話しすると、自分の相談が増えているというのは、本人の精神的な相談とか、それから健康的な相談を家族の方には話せないとか、友人とかにも話せないけれども、聞いていただいてある程度

気持ちを楽にさせていただくというような形で、何度か同じ方が相談いただくという件数も増えております。

また、電話での相談が多いのは、まずは電話で場所の確認をしていただいたりとか、それから、これから先どのようにしていったらいいのかという初歩的というか、最初の導入部分が多いものですから、電話が多いのかなということを押さえております。

斉藤(陽)委員

内容の内訳で「自分」という項目がよくわからなかったのですけれども、そういう身の上と申しますか、自分の苦しい部分、精神的な悩みだとかというところをいろいろ相談されているということが多いのかなと思います。

それから、「DV」、ドメスティックバイオレンス、これが25件あるのですけれども、ここら辺は年々どうなのでしょう、最近増えているとか減っているという部分は。

(市民)男女平等参画課長

相談件数に占める割合からいきますと経済的なことが一番多くて、順番からいきますと、平成14年度では4番目ということで、大体全体の10パーセント。それから、15年度も同じように全体の10パーセントとなっております。16年度につきましては、この25件という件数は全体の5.8パーセントということで、数字だけでは減少してきているということにはなるのですけれども、中身が濃い状態はやはり現象として出てきております。

斉藤(陽)委員

相談件数が減ったから、実態的にそういうドメスティックバイオレンスが減ったということにはならないのだと思うのです。そういった対策というのは、これからもより強めていかなければならないのではないかと思います。

児童扶養手当の受給状況の推移について

問題を変えまして、この事務執行状況説明書の70ページ、71ページの方に移りたいと思うのですが、母子福祉に関連して伺います。

まず、児童扶養手当受給者について1,736人、対象児童数が2,437人という、この最近の二、三年の変化というのはどうでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

児童扶養手当の受給状況の推移についてでございますけれども、ただいま事務執行状況の方から抜粋されてのことでございますが、延べ受給者数ということで、こちらの数字について答えたいと思います。

平成14年8月から業務が北海道より移管されておまして、14年度につきましては、一時、数的には低い数字になっておりますけれども、受給者としたしましては、全部支給と一部支給を合わせて延べ人数6,164人でございます。同じく児童数ですけれども、9,716人。15年度は全部・一部支給の方が1万9,052人、児童数が3万154人。平成16年度は全部・一部支給者が1万9,492人、児童数が3万501人となっております。

斉藤(陽)委員

傾向としてはどうなのでしょう。そんなに増えているというわけではないようですけれども、微増と申しますか、少し増えているという感じかと思えます。

特別児童扶養手当、障害児の関係ですけれども、こちらの方の推移はどうでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

特別児童扶養手当の受給者数の推移ですけれども、こちらは平成14年度末の受給者数が205人、対象児童数が216人、それから、平成15年度は受給者数が206人、児童数が217人、平成16年度では受給者数が214人、対象児童数が225人となっております。

斉藤(陽)委員

その変化というか傾向というか、増減の流れはどのなのでしょう。

(福祉)子育て支援課長

傾向といたしましては、数字的なものではそう変化がないというふうに思っています。

斉藤(陽)委員

平成16年4月から、若干、児童扶養手当法の改正といいますが、制度変更があったみたいなのですが、この影響ということはどうですか。

(福祉)子育て支援課長

受給者数は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その傾向で申し上げますけれども、微増ということで、影響の度合いという部分がちょっと厳密にはわからないのですけれども、増えているという状況からすると、影響はそれ以上にお互いというか、数のとおりになっているのかなというふうに思います。

斉藤(陽)委員

母子相談について

関連するのですけれども、母子福祉対策の部分で、母子相談のことについてもお伺いしたいと思います。

まず、現在の母子相談の窓口はどこで対応されていて、相談員の方が何人いらっしゃるかという部分をお示しください。

(福祉)子育て支援課長

母子相談員の関係でございますけれども、現在は母子自立支援員というような現状になって、変わってございます。相談窓口といたしましては福祉部子育て支援課になってございまして、別館4階の私どもの部屋になってございます。配置につきましては、母子自立支援員1名を配置してございます。

斉藤(陽)委員

それは現在そういう体制だということで、以前は、社会福祉協議会の方にいわゆる母子相談員という方がいらっしゃって対応されていたと思うのですが、いつごろからそういう変更があったのですか。

(福祉)子育て支援課長

以前は、社会福祉協議会の方の総合福祉センターの方にございましたけれども、これは平成15年4月から、ただいまの福祉部の方へ業務が移っております。

福祉部次長

理由は、これは北海道の事業で北海道で担当していたのですが、それが平成15年度から小樽市の方に移管になってきたという状況でございます。

斉藤(陽)委員

この相談内容といいますが、相談件数が平成16年度716件です。就労に関しては76件ということで、仕事との関係です。具体的にどのような就労相談といいますが、対応をされているのか。それから、実際に就労に結びついたといいますが、そういうケースはあったのか、そういった部分でちょっとお示しいただきたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

母子相談件数中の生活一般245件のうちの就労相談は76件でございますけれども、これにつきましては継続相談、新規相談合わせての延べ件数になってございまして、実質的な件数はちょっとこの76件とは違うのですけれども、内容的なものとしたしましては求職であるとか転職の関係、それから資格取得についての相談、職場の悩みなどというふうに聞いてございます。

就労相談の関係につきまして、直接の求職の関係ですけれども、相談後の追跡調査と申しましうか、就職しましたというような話が必ずしも戻ってくることもないものですから、そういう意味ではちょっと件数的には押さえておりませんが、何がしかの相談がまた別にあった場合に勤めているというようなことがわかることもありまして、皆無ではないというふうに考えております。

福祉部次長

今ちょっと資料を持ってきていないのですが、保護課の方に就労相談員がいて、そちらの方で母子相談員と
同席をして、生活に関係するもの、又は関係しなくても、就労相談をしております、そちらの方では今、数字は
ありませんけれども、実績としてはあるということで後ほどお答えしたいと思います。

斉藤(陽)委員

就労支援にかかわる事業の実績について

これに関連するのですけれども、今の自立支援教育訓練給付金事業とか、あるいは高等職業訓練促進給付金事業
とか、こういう平成16年度から始まった就労支援にかかわるような事業があるわけですけれども、これの実績につ
いてお示しいただきたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

母子家庭自立支援給付金支給事業の実績についてでございますけれども、内容的には3本立てというか、そうい
う形になっておまして、まず母子家庭の方々就労経験が少ないということから、仕事につきやすいような資格
を取らせるということで、主にヘルパーの介護職として、そういったものであるとか、パソコン関係のセミナーと
いうか、資格取得コースをやられる方がいらっしゃいますけれども、これにつきましては平成16年度に申請が8件
ありまして、支給が3件となっております。この申請8件とそれから支給3件のギャップについてですけれども、
これは年度にまたがって資格を修得されるという部分でございますので、修了されて資格がすぐできれば支給して
いくという状況になっておまして、実質的には3件でございます。

それから、もう一つですけれども、高等職業訓練促進給付金事業というものがございまして、これはただ
いま申し上げましたヘルパーの仕事と比較すれば、もうちょっと専門職的な資格を取得する目的でございますけれ
ども、看護師とか社会福祉士というような資格ですけれども、これにつきましては16年度は実績がございませ
んでした。17年度につきましては、今3件申請がございまして、3件とも今、実質支給しているという状況でござい
ます。

それからもう一つ、常用雇用転換奨励給付金というものがございまして、これは雇用主の方に母子家庭の方
々を常用雇用するということについての奨励金ですけれども、これは16年度実績はありませんが、17年度につ
きましても現在はまだないと、このような状況です。

斉藤(陽)委員

この支援事業というのは非常に母子世帯にとってはなかなか価値のあるものだと思うので、比較的まだ知ら
れていないといえますか、こういう支援制度があるということをもっと啓発といえますか、周知する必要があると思
いますが、どうでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

この制度の周知につきましては、児童扶養手当の受給資格若しくはそれと同等程度の経済状況の方が対象にな
りますけれども、広報につきましては、児童扶養手当の現況届の際のお知らせとあわせてしてございます。それから、
高等職業訓練促進給付金の方につきましては、市内の看護学校の方へこういった制度があるということでお知らせ
をしてございます。

斉藤(陽)委員

できれば、そういう専門的な場所にパンフレットを置いておくのではなくて、もっと一般的な、だれでも行くよ
うなところに、広く目につくような、そういう周知方法も必要ではないかと思えます。

母子福祉資金の貸付状況について

次に、生活援護の相談が380件ということで全体の相談数716件の半分以上がこういった厳しい経済的な部分の相
談ということになるかと思うのですが、この母子寡婦福祉資金の貸付けの金額等については実際に押さええています

か。

福祉部次長

この資金の貸付け自体は北海道の事業で、小樽市としては取次ぎをするといいますが、そういう相談に乗る事業ですので、小樽市としては数字を押さえている状況ではございません。

斉藤(陽)委員

それでは、この380件、平成16年度ですけれども、過去3年ぐらい見て、増えているとか減っているとか、そういった傾向は見えますでしょうか。

福祉部次長

去年と比べると若干減っているのですが、聞いているところによると、ほとんどの資金が、例えば子供が進学をするとか、そういうような資金が多いということで、3月、4月に特に相談が多いというふうには聞いております。

斉藤(陽)委員

大体そうだと思うのですけれども、あと回収率といいますが、この返済のそういった部分については最近増えているとか減っているという、そういった概要はわかりますでしょうか。

福祉部次長

先ほども答えたように、これ自体北海道の事業で、小樽市が取次ぎをしているということで、現在のこの貸付金の徴収には北海道の職員1名が、回収に歩いておりまして、私どもでは回収率なり、それはどういう形でしているのかということまでは承知しておりません。

斉藤(陽)委員

何でしつこく聞いているかということ、平成16年度以降、児童扶養手当法等のこういう母子家庭に対する福祉の制度が若干変わっている部分がありまして、その変わった影響がそういった経済的部分で母子家庭、母子世帯にとってどういった影響があったのかということ、悪い影響がなければいいのです。むしろそういう制度変更で自立支援とか、そういった部分が強化されていますので、いい面が出てくれればいいのですけれども、弊害的なものがあったら困るということちょっとお伺いしているのですけれども、その辺はどうでしょうか。

福祉部次長

先ほど子育て支援課長からも答えたように、新しい制度といいますが、資格取得のための制度ができたりということで、これについてもいろいろ母子福祉資金や手当の申請といいますが、そういう部分も一応周知して、だんだん増えてきているかということやっておりますので、そういう意味では制度が充実してきたということで、母子にとっては、いかばかりかの前進はしてきているのかなというふうには思っております。

佐藤委員

駐車場問題について

駐車場の問題から聞きます。

今回の決算説明書の中で駐車場会計が載ってまして、一般会計から約4,300万円が出ているわけです。この支出の理由をお知らせください。

(建設)庶務課長

駐車場特別会計におきましては稲穂駐車場、駅前広場駐車場、駅横駐車場の3駐車場の特別会計でございまして、その中で収支、支出の差額、赤字の部分を一般会計の方から補てんしております。

佐藤委員

これは今、委託しているわけですがけれども、一括して委託していると思われませんが、幾らで委託しているのでしょうか。

(建設) 庶務課長

委託契約につきましては、小樽駅前ビル株式会社等へ委託してございまして、稲穂駐車場につきましては1,960万円、駅前広場駐車場につきましては1,454万4,000円、駅横駐車場につきましては418万2,000円で契約しております。

佐藤委員

これはもう何年前かから委託しているのですよね。以前との財政効果というのは、どういうふうに見ているのでしょうか。

(建設) 庶務課長

財政効果でいいますと、現実問題、駅横駐車場につきましては償還金を除いたものでいけば、単年度決算でいけば黒字になってございますが、稲穂駐車場、駅前広場につきましては赤字という形になっております。

佐藤委員

いつから委託されていますか。

(建設) 庶務課長

駅横駐車場につきましては平成 8 年、稲穂駐車場につきましては昭和51年、駅前広場につきましては昭和54年から行っております。

佐藤委員

それ以前のことを調べるというのはちょっと難しいかもしれないけれども、委託したことによって赤字幅が現実には減ったのかどうかということをちょっと聞きたかったのですが、いかがでしょうか。

(建設) 庶務課長

年を追うごとに赤字が増えているという状態になっております。

佐藤委員

今後、どうするつもりでいるか説明を。

(建設) 庶務課長

来年度からの指定管理者制度の導入を目標に現在動いていまして、民間のノウハウを利用して赤字幅を下げたいと現在のところ考えております。

佐藤委員

指定管理者制度は、これは一回か、業者との交渉というか、折衝とかいうのはしたのですか。

(建設) 庶務課長

指定管理者制度の申込みも終わりました、現在、その会社について指定管理者制度の選考委員会の中で選考する手続となっております。

佐藤委員

その際、指定管理者制度に移行した場合は、いわゆる財政的にどんな効果があるか教えていただきたいのですが。

(建設) 庶務課長

一つには、現在、先ほど言いました管理委託経費を払わなくて済むということもございます。市としては、その大きな原因の中で黒字が出た場合、また市に対しての還元が出てくるという効果を期待しているところです。

佐藤委員

ということは、その制度の上で行われた場合は、バックマージンと言ったら、おかしいですけども、黒字になったら黒字分の何割かは入ってきて、赤字になったら赤字は持ってくれるのかな。指定管理者が赤字になったら、赤字の部分はどうなるのですか。

(建設) 庶務課長

この業者とは今、協議している中ですが、黒字になったら、その部分の何パーセントかを市にいただけるという話も進んでございますし、赤字になった場合は市が協議の中で出していくという形の話に。

建設部長

赤字については補てんをしないというのを原則にしています。

佐藤委員

事業者の責任の下でやってくださいということなのですね。あとはいわゆる老朽化してかなり直さなければならぬ部分も出てくるのですけれども、こういう関係についてはどこでやるのですか。

(建設) 庶務課長

協議の中で補修費というのは交渉して、市が持つなり指定管理者が持つなりしてやっていきたいと考えております。その程度の差によって、ケース・バイ・ケースで考えていきたいと思っています。

佐藤委員

大きいものなら市でやらなければいけないだろうと、けれども小さいことに関しては頼みますという話になるのでしょうか。私が今日言いたいのは、いわゆるこれは都市計画から出ている駐車場なのですけれども、現在、都市計画駐車場の台数というのは何台になっているのですか。

(建設) 都市計画課長

現在、稲穂駐車場と駅前パーキングが都市計画決定されていますが、稲穂駐車場につきましては面積0.12ヘクタールで、駐車場の台数につきましては、あくまでも参考ですけれども、決定台数としては約150台です。また、駅前パーキングにつきましては面積が約2,600平方メートルで、これも参考ですけれども、駐車台数につきましては123台ということになっております。

佐藤委員

ということは、都市計画上でいうと、この合わせた275台が台数としては都市計画上の駐車場であると言えるのですか。

(建設) 都市計画課長

あくまでも都市計画決定上の参考値で、実態の駐車場の運営台数とは若干異なりますが、都市計画上の参考台数は今言ったとおりです。

佐藤委員

今、その駅前周辺を含めて駐車場の台数というのは総数でどのくらいあるのですか。

(建設) 都市計画課長

駅周辺ですけれども、稲穂1丁目、稲穂2丁目、稲穂3丁目、花園1丁目、花園2丁目の約50ヘクタールにつきまして、平成2年、平成11年、平成16年に調査を行ってございます。その台数ですけれども、駐車収容台数につきましては平成2年が2,476台、平成11年が3,473台、平成16年が3,927台と増加してございます。また、駐車種別ではだれもが利用できる一般駐車場ですが、それが平成2年では1,604台、平成11年では1,598台、平成16年では1,177台と減少しております。また、月決め駐車場とか特定施設の利用者に限定した特定駐車場ですが、これにつきましては平成2年が872台、平成11年が1,875台、平成16年が2,750台とかなり増加してございます。

佐藤委員

私は、小樽市で駐車場を持つ必要があるのかどうかということをお願いしたいわけなのです。経営ができないような駐車場を、まして稲穂駐車場は、私が、10何年前に「赤字だからどうするのだ」と話したときに、償還したら考えますという話だったのです。まだ償還している間だから稲穂駐車場は継続しますということで、償還はとっくに終わったわけですけれども、もうそろそろ駐車場もこれだけ増えてきているのですから、必要ないのではないかと思います。

うのです。

都市計画法では第11条、都市施設の部分で駐車場を持つことができると書いてあるのですけれども、また、小樽市の条例の中にも簡単に駐車場の位置づけはうたっているのですけれども、こういうことを含めていわゆる小樽市における都市計画を変えていって、駐車場をもう少し減らしていくことはできないだろうかというふうに思っているのですが、その辺はいかがですか。

(建設)都市計画課長

基本的な話にちょっとなりますけれども、都市計画の駐車場につきましては、道路、公園などの施設と同様に、都市施設として計画決定したものでございます。そういう中で、相当長い年度そこにあるものとしてちょっと位置づけている経緯もありますので、その見直しにつきましては駐車需要とか地域の実態、また、将来の見通しなどを含めて慎重に議論していく必要があるのかと思っています。

また、確かに駐車場につきましては、中心部でかなり増加している傾向にあります。ただ、多分、未利用地が結構増えてきていまして、そこが月決め駐車場とか、そういうものになっていると思ってございます。そういうものが将来とも市街地に未利用地として残るよりも、むしろなるべく土地利用を転換して、住宅とかそういうものに転換していく必要等もあると考えていますので、確かに時代はかなり変わってきていますので、何でもかんでも都市計画がそのままということはないかとは思っていますが、慎重に検討していく必要があるのかと思ってございます。

佐藤委員

慎重にというのは、どうも私たちは、「やらないぞ」というような意味でとらえるのだけれども、部長、やはりそよに上げなければいけないと思うのです。そして、今、こういう形でかなり駐車場があいているという中で、本当に時代にそっている内容で駐車場があるのかなのかという問題を含めて、やはり近い将来そういうことで討議をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

建設部長

委員が御指摘のとおり、駐車場のあり方については、やはりもう一度整理する必要があると思います。特に稲穂駐車場については、かなり老朽化が著しいというような状況もあって、それを更新するには、またばく大な費用がかかることですので、早い段階で検討をしてみたいというふうに思います。

佐藤委員

ごみ処理車について

次に行きます。環境部の方にお聞きしたいのですけれども、決算の方で今年度の決算書の146ページ、147ページ、ごみ処理車についてお聞きします。自動車用経費として19台、2,878万8,657円載っていますけれども、この内訳はどのようなものに使われているのですか。

(環境)管理課長

基本にごみ処理費でございますので、パッカー車の維持費等が主な部分でございます。

佐藤委員

財産内訳書を見たら、いわゆる環境部所有の車は20台あるのです。何でこれが19台になっているのか、ちょっと教えていただきたいのですが。パッカー車が17台と、その他のトラック等が3台あるのですよ。

(環境)管理課長

申しわけございません。確かに財産台帳上20台になってございまして、決算上19台になってございますので、この違いにつきましては、今ここでちょっとチェックできないものですから、後日改めて説明ということによろしいでしょうか。

佐藤委員

恐らくわからないのだろう、たぶん。いや、いいよ。安いものではない、1,000万円ぐらいする車だから、あまり

わからないと困る。

この財産内訳書で、パッカー車が中型も含めて17台になっています。現在、何台ありますか。

(環境) 管理課長

現在は11台でございます。

佐藤委員

ということは、6台削減されたということによろしいのですか。

(環境) 管理課長

財産台帳上15台ということでございまして、それが11台ということになりまして、4台減車したということになってございます。

佐藤委員

中型パッカー車がここでは17台、三菱のプレスパッカー車が2台、日野のプレスパッカー車が2台、日産のプレスパッカー車が2台。そうしたら、合わせて15台ということですね。

(環境) 管理課長

そうでございます。

佐藤委員

それで、4台削減された。そのパッカー車に関しては、たしか今年度の7月ごろにごみ収集車4台を売却ということで、小樽市別館3階の第2委員会室で物件を公開して、そして売りますということで契約管財課が求めていました。契約管財課はいないのか。

(「 財政部長おります 」 と呼ぶ者あり)

佐藤委員

財政部長、わかりますか。

財政部長

細かい数字は持ってきておりませんが、間違いなくその当該案件については入札行為を行い、落札をしてございます。

佐藤委員

渡辺課長のところで押さえていると思うのですが、1台幾らで売れたのですか。

(環境) 管理課長

4台売り払っているわけなのですが、1台が82万5,000円、もう一台は88万8,000円、3台目は71万円、4台目は75万円でございます。

佐藤委員

これは何年車で、購入金額は幾らだったのですか。

(環境) 管理課長

1台目の82万5,000円でございますけれども、取得は平成5年でございます。それで、取得価格につきましては1,021万8,000円でございます。そして、88万8,000円で売ったものでございますけれども、これにつきましては取得年月日が平成6年ございまして、取得価格につきましては1,055万7,500円になってございます。そして、3台目の71万円で売ったものでございますけれども、平成4年の購入で、取得価格が968万2,000円になってございます。もう一台、最後の75万円で売ったものでございますけれども、これも同じく取得は平成4年、そして取得価格につきましては968万2,000円になってございます。

佐藤委員

パッカー車だから、一般の人が買うわけないのだよ。業者が買ったと思うのですが、どの業者が買われ

たのか教えていただきたい。

(環境) 管理課長

一台は有限会社クリーンテクノという会社でございます。そして、もう一台も同じくクリーンテクノという会社。もう一台は栄伸開発工業でございまして、もう一台は中田興業でございます。

佐藤委員

これも契約管財課がないとわからない。この金額は入札になったのかな、それとも 1 社しかなかったのかな。

(環境) 管理課長

細かい部分につきましては、申しわけございませんけれども、契約管財課の方でタッチしておりますけれども、これにつきましては 7 月の広報に載せまして、なおかつホームページ等にも載せたと。どなたか買いませんかという形でもって公募している状態でございます。なおかつ、産業廃棄物の処理事業協同組合の関係業者といたしますが、そちらの方にも案内を差し上げたということでございます。

佐藤委員

なぜ今売ったかという、この理由です。必要がなくなったのかどうかという問題と、例えばそこで直営であった方々は、今どういうことをやっているのか、そういうことを教えていただきたい。

(環境) 五十嵐副参事

まず、なぜ売ったかということでございますけれども、昨年は路線収集を直営車 13 台でやっておりました。今年の 4 月から有料化、資源化ということでごみ量等々が減るだろうという中で、9 台でやろうということになりました。4 台を減らしたということでございます。その 1 台に 3 人乗っておりますから、三四、十二人。その職員はどうしたかということでございますけれども、退職者もおりますし、それから今年の 4 月から有料化ということでいろいろの制度がありましたので、指導員という形で各協会とか、それからごみステーションとか、ふれあい収集とか、いろいろなそういう部門を担当する職員として指導員となったところでございます。

佐藤委員

直営のあり方について

これは、いずれも路線ごみを扱っていたのかな。どうなのですか。

(環境) 五十嵐副参事

路線ごみでございます。

佐藤委員

ということは、今の路線は減らしたのですか、それとも維持しているのですか。

(環境) 五十嵐副参事

ごみは減りましてごみステーションは減りませんが、結局、それぞれのステーションで減っている部分もありますけれども、収集の路線というのはそのとおりでございます。

佐藤委員

直営の路線は変わらないということでいいのですね。どこかに路線を譲ったとか、委託したということはないですね。

(環境) 五十嵐副参事

ちょっと私の説明不足で申しわけなかったのですが、ごみの方はクリーンサービスの方へも委託しておりますので、当然ごみの減る量の中で直営の部分は、クリーンサービスに委託している部分が減るものですから、そういうことで割り振りはしております。ですから、若干市が担当していたという部分では減ったということになります。

佐藤委員

端的に言うと、直営の路線ごみの部分を、いわゆるクリーンサービスに委託がえしたということで、クリーンサービスの委託料が増えたというふうに解釈していいのですね。

(環境)五十嵐副参事

ごみの量が減りましたので、当然ながら今までの部分で委託していた量、台数、それは変わっておりません。ですから、委託料が上がったということにはなっております。

佐藤委員

委託料が上がったのでなくて、路線を譲ったかどうかという話なのです。

(環境)五十嵐副参事

委託契約は車の台数でやっておりまして、台数は変わっておりません。というのは、今まで例えば仮に5台がこの部分をやっていました。今年の4月からごみ量が減りますよと。当然余裕ができますので、その部分を、例えば小樽市で直営が4台減らした部分のある一部も、市の方でのかぶりもほかの9台でかぶるのですけれども、クリーンサービスの方にもかぶらせていくということです。

佐藤委員

結局ごみ量が減ったから、いわゆる契約し直して、本当は委託料も減らさなければいけないけれども、その分をカバーしてあげたということなのでしょう。

環境部長

誤解があるようなので申し上げておきますけれども、昨年におきましては委託は10台、直営が13台でやっておりました。今回はいわゆるごみの有料化に伴って、ごみ量全体が減ります。そういう計画・制度の中で、これを19台で収集しようということになります。しかし、先ほどから副参事も申し上げますように、ステーションの数は変わらないわけです、1か所当たりに出るごみの量が当然少なくなってくるだけですから。そういったしますと、今まで直営でやっていた分野、委託でやっていた分野というものを当然見直しをしていかなければ、均てん的な収集ができないという状況になるかというわけです。そういった意味で今までの直営の区域、直営でやっていた路線ですね、それから委託でやっていたこの路線は、当然これは見直しをするということになるかと思えます。しかし、基本的にこの委託の業務については台数も減っておりませんし、それから、やる業務は、いわゆる従前よりもごみの量は多少減りましたけれども、今までの走る路線というのは減少してくるわけですから、当然委託料そのものについてはやはり確保していかなければならない。

それから、小樽市の今の委託料といいますのは、路線で幾らという金額ではなく、1日1台の稼働につき幾らという、そういう委託上の担保を払っているわけです。そういった意味での変化はないというふうに考えます。

佐藤委員

だから、わかりやすく言うと、クリーンサービスとの契約高がマイナスになって大きく変わったわけではないのですねという話をしているのです。どうですか。

(環境)管理課長

なかなか複雑なのが、今、曜日ごとに台数が若干違っている部分がありまして、ある意味では週で計算した方が早いものですから、1週間で計算させていただきます。そういう中で、昨年であれば直営が週65台あったのですけれども、それに対して委託は50台。では、現在どうなのかといいますと、直営では週40台になってございまして、それが減車の部分なのですけれども、それと委託になれば、路線ごみは44台になっているということなものですから、金銭的には単純に1台当たり幾らということで金額が出せますので、そうすると委託料自体はその分は落ちるということではなく、路線ごみとしては落ちるということになります。

佐藤委員

私の計算では若干落ちているけれども、ほとんど変わらないような手当をしているのだろうと。今後直営をどうするのですか。私は、前、環境部長とこの辺を話し合った経緯があるのだけれども、直営に対してはどのようなスケジュールでどのように考えているか、教えていただきたい。

(環境)間瀬主幹

今後の直営のあり方でございますけれども、いわゆるごみの委託化を進めるということになります。今のやりとりの中にもありましたとおり、平成17年度、今年度の4月の有料化に合わせて、私どもの直営の減車とか、また、直営から委託の方への転換とか、一つの直営の中での委託化を進めてまいりました。さらに今後の委託化計画というものは現在私ども検討しておりますし、また、財政再建推進プランの中でも進めてございますので、その辺との整合性も考慮しながら、今後のごみ量、また資源物の収集量も見た上で、さらなる委託化の検討というのは進めてまいる考え方でございます。

佐藤委員

いつ直営を廃止して委託するかということは、なかなか今の段階では言えないでしょう。

(環境)間瀬主幹

時期ということでございますけれども、直営でやる部分と委託でやる部分、この辺の費用の確保もございまして、この辺の収集費用の節減等を考えますと早い時期の検討が必要だと、それは考えてございます。ただ、職員に関係することでもありますので、組合との十分な協議の時間が必要であるかと考え、その時期については、今の時期をめどにするかということは検討中でございます。

佐藤委員

時期はいいさ。前、環境部長とやったときは平成19年という話だったので。けれども、そのときまで間に合うか間に合わないかわかりませんし、交渉相手がいることでしょうけれども、ただイメージとして委託の受入先をどうするのか。ここはどういうイメージを持っているのか。今年までは、受け入れられるような組合なり会社なりを探して受入れさせたいという話だったのですけれども、今、その辺のイメージはどう思っていますか。

(環境)間瀬主幹

平成16年度まででございますと、クリーンサービスという会社が1社と、それから個人の会社が3社の中で行ってまいりましたが、平成17年4月の中の有料化に合わせて、これに資源物リサイクル協同組合とか、また、民間企業4社の収集処理等の力をかりまして、現在進めているわけでございます。

そういう中で、今後についての委託の受皿でございますけれども、大事なことは、一つは経営基盤がしっかりしていなければならないということ、また、長期に安定して任せられる、そういう機関なり業者でなければならないと、そういうところを私どもも主眼に置きまして、受皿としての会社といたしますか、そういう機関が今後できることを、検討の一つの考え方としてございます。

佐藤委員

心配しているのは、1社独占になるのではないかということです。今、パッカー車を売り払って、その分クリーンサービスに行きましたから、これがあと1年、2年のうちに大きな受入会社がなかったら、またクリーンサービスに少しずつ雪崩のように行って、クリーンサービスがすべての委託先になりかねない。このクリーンサービスの方には、今、前水道局長が副社長で入っているわけです。そういうことは考えたくないのだけれども、そういう形になって1社独占という形になると、非常に公平感が持てないということを心配しているのです。それで、今回のパッカー車の数とか、あるいは路線ごみがどこへ行ったのかということを心配して話を聞いたのです。そういうことはあり得ないのですね。

環境部長

クリーンサービスとの関係につきましては、これは前にも私の方でお話ししてきておりますけれども、基本的に現在の台数をクリーンサービスで確保する考えはございません。ですから、これから新たな委託先につきましては、先ほど間瀬主幹も言っておりますけれども、関係業界の中でやはり新たな経営基盤をつくり、会社をつくっていく中で、そういうところが、もしそれにふさわしいということが議会の方で承認が得られれば、そういうところで処理なりをしていく。そして、将来的にはやはり1社独占ということではなくて、複数の会社の中で切さたく磨をしながら、委託業務の適正化や、あるいはまた、市民サービスの向上に努めていくということが適切ではないかというふうに考えております。

佐藤委員

その考え方でやっていただきたい。私が心配しているのは、受入先がしっかりしたところができるかどうかという話になるのです。これはやはりごみ業界はいろいろあって、統合しろと言ってもなかなかしないし、組合にしろと言っても、組合もなかなかしづらいところがあって、時間切れで仕方ありませんということになるのをちょっと心配しているのです。その辺の競合性は確認しましたから、その辺のことをしっかりと見据えて早めに方針を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

環境部長

この課題については、従前からの課題であるということで、私どもも真剣に考えてはございます。この委託の実施時期につきましては、先ほども間瀬主幹も言っておりますけれども、やはりまだ職員の中に退職者を待っていては、これはなかなか委託ができないということになりますと、この職員の配置転換なりそういうこともやはり組合の方とも十分話し合って決めなければならない。しかし、そういったことを待っていては、いつまでたってもなかなか委託ができませんので、これについては職員一人一人の意向も聞きながら、早急にやっていきたいと思っております。

それから、先ほどから言っております平成19年度といいますのは、これはやはり北しりべし廃棄物処理広域連合の供用開始なりあるいはごみ処理のあり方も大きく変化する年であると。私どもとしては、やはりこの19年度というのも従前どおりやることを前提に置きながら今後進めていきたいと思っております。そういった意味では、改めてまたこの件についてはと思っています。

それから、先ほどの車の台数の指摘、1台の差は、これ実は、私は、財産内訳書をまだ確認していませんけれども、し尿処理場の方に貨物車1台を貸しているわけです。そういった意味での経費の台数の差異がそこに出たのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

大島委員

最初に、福祉部にお尋ねします。

総括で決算書の中の120ページの身体障害者福祉費のことで質問をいたしましたけれども、資料をお持ちでないということで、後ほどということで答弁をいただいております。そしてまた、それに関連して何点が質問させていただきます。

あさりファミリアについて

今日、資料要求をいたしまして、その支援費の中の、身体障害者福祉費、決算額で5億2,600万何がし、その中で、施設支援費、デイサービス事業、これはいずれも身体障害者に関してでございます。それから、短期入所ということで、質問いたしました。それで、時間の関係で、まとめてできるところはまとめてしたいと思っております。この資料の説明をしていただきたい。「あさりファミリア」についてどのようになっているのかということで、資料を要求

しましていただきました。これを見ますと、それぞれの月数と人数と金額が出ております。入所者状況を見ますと、この施設は平成16年3月21日にオープンしております。定員50名。当初から恐らく定員になるのは無理だろうと言われていたところでございますけれども、創設者の努力によって、ずっと50人を切ることなく今日に来ております。その中で資料のこの数字というのはどういう数字なのか、そしてこの金額について、そして負担率はどのようになっているのか、お聞かせください。まとめてお願いします。

(福祉)地域福祉課長

この資料につきましては、「あさりファミリア」は療護施設ということでございますので、常時介護並びに療護が必要な方を入所させているということでございます。それで、施設支援費としましては、入所にかかわる費用の関係でございますけれども、ここに出てまいります9名、10名という人数は、これは小樽市の方で、定員50名のうち9名ないし10名で推移しているということで、この方々の金額が3,786万5,500円ということになっております。この施設はそれ以外にデイサービス事業もやっておりまして、こちらの方は定員15名という形で設けておりますけれども、この推移が3月、1名から多い月で4月、7名、7月、6名、12月、6名ということで、大体五、六名の方が利用されているということで、こちらも数字的には小樽市の方の数字でございます。こちらの3月から2月までの金額が240万7,240円ということでございます。

デイサービス等を受けている方の中で、短期入所ということで療育に欠けるということで保護する方がおられないというような場合にごく短期間、3日とか5日とかという形で短期入所される方がおられます。その部分が短期入所支援費ということで、これは1年間で5名の方がおられたということで、こちらの支援費が33万5,800円ということになっております。

大島委員

率は。

福祉部長

利用者の一部負担を除いた部分を国と北海道と小樽市で持つわけですが、国が2分の1、それから施設によって多少違いますけれども、残りを小樽市が2分の1持つ場合と北海道と折半ということがあります。「あさりファミリア」は小樽市が2分の1の方だったように記憶していますが、記憶違いがあれば申しわけございません。

大島委員

その率については、正確な数字を後ほど示してください。

「あさりファミリア」は、先ほど話しましたように、平成16年3月21日にオープンいたしました。それまでに大変長い経緯がございまして、もしこの辺を御承知であれば、今日に至るまでの経緯を御答弁いただければありがたいのですが、わかりますか。

福祉部長

今、資料を持ってきておりませんので、私どもでちょっと担当をしていなかった部分もあるものですから、ただ私の記憶では、かなり10数年前から計画といいましょうか、障害者をお持ちの親が中心になりまして、何とか小樽市内で障害者のそういう施設を建てたいということで、大島委員も一緒になって努力されて、計画はずっとあったのですが、実際の資金的なあるいは場所的な手当ということもありまして、そういうことでなかなか時間がかかっておりましたけれども、最終的に昨年3月にオープンしたわけですが、その1年ほど前から具体的な形でいわゆる建設の場所あるいは資金的な手当、こういうものの計画が具体的になる中で努力されて建設に至ったというふうに、大変雑ばくですが、そのような記憶をしております。

大島委員

今、福祉部長からお話があったように、そういう長い経緯がございました。小樽市内の障害者を持つ親が集まって障害者のための施設をつくりたいと。障害者のためなのです。そこに入ってよかったというような、本当に手厚

い、その方々の身になってお世話をできる施設をつくりたいというのが、もう基本の夢でございました。残念ながら、今お話にありましたように途中で資金的な問題がございまして、応援するよという方がそのオープンの1年ほど前に現れまして、今日にこぎつけているのです。しかし、今までの長い10数年の中の御苦労というものは、これはもう大変な多くの方々の御協力を得ながら来たのです。結果的には一番一生懸命にやった方が、その資金を出してくれた方との経営方針といえますか、そのことがございまして、残念ながら3月にオープンすると同時に、あるいはまた、北海道からの認可を受けると同時に退所をしなければならない状況になって、今日に来ているのです。それは、今、福祉部長がおっしゃったとおりでございます。それは全くそのとおりでございます。

今、私がなぜ「あさりファミリア」を取り上げたかといいますと、当初から入所されておりました小樽市の男性の方が、13日の夜、施設側による親族の方への説明によりまして、夜、消灯のために部屋に見回りに行ったと。そうしたら、その車いすの方がくの字になっていたと。翌日病院の方に搬送され、14日夜、亡くなりました。私も葬儀に行ってきたのですけれども、その中で兄弟の方の話を聞きますと、本当にあれ、どうしたのだらうという、ちょっと首をかしげたくするような部分がございます。この件について監督官庁は北海道だと思いますけれども、小樽市も支援費を支給している関係で何か報告がございましたか。その点についてお聞かせください。

(福祉)地域福祉課長

報告につきましては、死亡も施設の退所の一事由に該当しますので、亡くなられて退所ということでの報告は受けております。

大島委員

亡くなられて退所、それだけですか。例えば、施設側からの小樽市なり北海道なりへの詳しい説明というのは要らないのですか。

(福祉)地域福祉課長

現行、退所の届けだけいただくことになっています。

大島委員

遺族の方は事故だと言っておりますけれども、この点については、もしそういうことだとすれば小樽市としてはどういう対応の仕方があるのか、お聞かせください。

(福祉)地域福祉課長

施設の運営・管理にかかわる問題という中で疑義があった場合、それは相談を受け付けるということをしてしまして、北海道の社会福祉協議会の中に相談を受け付ける窓口がございますので、そういう窓口の案内をするということになるかと思います。

福祉部長

一般的には地域福祉課長が言ったような北海道の社会福祉協議会の入退等ということもありますが、一つは各施設で苦情処理委員会というものがございますので、それで入所されている方々が申立てをする。それから、ケースによっては、当然小樽市が支援費を支給しているわけですから、私どもの方にお話をいただいて、監督官庁はあくまでも北海道でございますけれども、私どもも北海道と十分そら辺の協議をしながら、いろいろ間に入って、あるいは施設との調整、こういうものもあると思います。

それからもう一つ、その前段として、こういうケースは、事故の中身にもよりますけれども、基本的には北海道の方に、いわゆるうちで言えば後志支庁の方に施設から通知をする、あるいは内容等について報告をすると、こういう制度になってございます。そういう場合に、私どもの方にも連絡をいただくような話もしてございまして、そういうような話になっておりますので、その内容によって私どもも十分相談に対応したいというふうに考えております。

大島委員

実は、遺族の方、実際的には、施設側の話によりますと、12日の夜8時過ぎに見回りに行ったときにベッドの手すりにくの字になって、宙ぶり状態といいますが、足がついていない状態だったと。それで、当然、看護師も夜勤しているはずですから、それなりの処置はされたのだと思います。翌日の朝までベッドに寝ていたと。ところが、朝行ってみたら、ちょっと容体が変わっていたのだと思います。どういうふうに運ばれたかわからないということなので、私は18日に、もし救急車の出動があれば記録にあるだろうということで調べてみたら、「8時51分に朝里川温泉1丁目、小樽循環器病院」という欄がございまして、もしかしたらこれに該当するのではなからうかと消防の方に尋ねましたら、これに該当しておりました。遺族の方が、妹が2人なのですけれども、どういう状況だったのか、とにかく救急の消防の方にじかに話を聞きたいということで、実はあれは翌日か翌々日か、遺族、姉妹の方2人に市役所においでいただきまして、話を聞いたのです。そうしたら、救急車の中では何も施しはしなかったということで、朝里整形外科病院、これは業務提携をしておりますから、朝里整形外科病院から小樽循環器病院へ行った段階で家族のところに連絡があったと、そういう経緯でございます。

どうして不審かと。この日は、こういう施設ですから看護師は夜勤も当然あります。この施設はどういう職種の方が義務づけられているのか。例えば看護師がここに3名いるようですけれども、この日はどうだったのか、それは御承知ですか。

(福祉)地域福祉課長

そういうお尋ねがございましたので、私たちの方でも調べさせていただきました。まず、配置の方でございますけれども、社会福祉施設、いろいろ施設によって配置基準がございます。この療護施設に関しましては、「指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」という厚生労働省の基準がございまして、これに基づくこととなります。この中で言われておりますのは、医師は入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うため必要な数、それから、看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員ということは必要な職員とされております。この今言いました看護師以下の職員でございますけれども、総数の配置が決まっております、入所者の数を2.2で除した数が配置されていなければならないということになっております。看護師の数でございますけれども、入所者の数が50を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、上記の換算法で2以上ということですので、ここは50定員でございますので、2名以上の配置ということになります。

おっしゃられました10月12日の配置でございますけれども、この日は日勤帯で看護師が3.5名、夜勤帯では看護師はおられません、介護の職員の方が3名の配置ということでございます。

大島委員

そうすると、今の答弁では、夜勤では看護師は要らない、置かなくてもいいということなのですか。確認します。

(福祉)地域福祉課長

日勤、夜勤の形での配置は、配置基準の中では言われておりません。

大島委員

私の調べでは、夜勤のときも看護師1名の配置が必要だというふうに理解しているのですけれども、今の小樽市福祉部の御答弁では、それは要らないのだということで間違いありません。確認します。

福祉部長

あくまでもこの基準関係、北海道の指導でございまして、私どもが常時これでやっているわけではございません。ただ、今、地域福祉課長が話したのは、とりあえず大島委員の方からお話があって、施設に実態の状況、こういうものを聞いてほしいということで、それで聞いた数字でございます。これらの中身等についてはお話があって間もないものですから、私どもも中の精査とか、そういうものをとりあえず現時点ではしてございませんので、そこら辺の考え方等についても、北海道とこれからいろいろ話をしていかなければちょっとはつきりしない部分もあり

ますので、そのところは御理解いただきたいと思います。

大島委員

なぜこれをしつこく確認するかといいますと、私の中では、私の調べた範囲内では夜勤にも看護師が必要だというふうに理解をしているのです。いないといるとでは、今話したような状況の中で、非常に入所者に対しての立場に立てば本当に大きな問題です。だから、簡単に要るとか要らないとか、きちんと法令を調べて正式に出してください。私の方が調べた段階では、要するというふうに聞いております。

それで、施設側の説明によりますと、当時はいなかったのです。電話をかけて呼んだと、そういう状況なのです。今、遺族の方は、12日に至るまでの経緯、非常に施設に対する不信感を実は持っておられて、ずっと日ごろメモをしていたそうです。小樽市内に妹がいるものですから、ちょくちょく行っていたのです。ちょっとメモを読ませてもらいます。

今年の連休明けの5月5日、妹が訪問したと。そうすると、同じフロアの仲間の方がここのトイレに入って40分以上たっている、まだ出てきていないと私に教えてくれた。男性の係の方に連絡をしてあけてもらったら、中を見るとトイレの中で転んでいたと。40分たっているのですよ。それで、係の人が「ベルがあるのにどうして押さないの」と言ったけれども、手が届く状態ではないと。これは妹が見た段階です。ベルを押せと言われても、押したくても押せなかったのだらうと。あれは私でも押せないと。妹は健常な方です。時間がたっているので本人は冷や汗で顔が赤くなって、血圧も高かったようです。トイレに入って用も足していない。転んだので大分けがをしたと思います。もし私が行っていなかったら、どうなっていたのかと思って帰ってきました。これが今年の5月5日の連休の日です。トイレに40分入ったら、職員の方が、長いとかどうしたのだらうとかいうふうに、やはり思う心が欲しかった。そういう施設でありたいと。これは遺族ばかりでないです。入所している皆さん同じだと思います。

そして、今の件。10月13日午前9時ごろ、「あさりファミリア」より電話があり、昨日10月12日の夜8時30分ごろ、ベッドの手すりに体をくの字に曲げた状態で発見したと。これは発見したというのは職員です。翌日13日、朝里整形外科病院に搬送されましたが、朝里整形外科病院で診察した結果、病人はすぐ小樽循環器病院に送られました。これは消防の説明では、「あさりファミリア」に行ったときにはもうストレッチャーに乗せられていたと。だから、部屋の状態を見ることはできなかったと。そして、搬送先の朝里整形外科病院は、業務提携をしておりますから、ここで診察を受けたときに救急車にちょっと待機してくれと言われて、その間10分足らずだったと思います、そういう説明を受けておりました。そして、小樽循環器病院に搬送されて初めて小樽循環器病院から妹のところへ電話があったと。小樽循環器病院へ送られる段階で家族に連絡がありましたと。小樽循環器病院で「あさりファミリア」の職員の方とお会いし、昨日10月12日の夜に起こった事情の説明を受けました。内容は先ほど話したとおりでございます。体をくの字に曲げ、二つ折りと書いています。顔は少しむくみがあり、足は冷たく、おなかにはベッドの手すりでもうつぶされてきたためうっ血状態であったとお話ししていました。これは「あさりファミリア」の職員の方が話しました。小樽循環器病院の医師から病人の様子を尋ねられても、家族の目の前で起きたことではないので説明もできませんでした。むしろ、「あさりファミリア」から説明をしてもらいたいと思いつつも、何の説明もしてくれなかったと。これは小樽循環器病院の医師に対してです。これはきちんと説明をする責任が私はあったと思います。どうしても思う不満を持ちました。「患者の圧迫状態から10時間も経過しているのではないかと」と、そういうふうに、その圧迫状態を見て小樽循環器病院の医師が話したそうです。家族にしてみれば、もう助かりません、俗に言う手遅れという心の声が聞こえてきました。搬送されたときには左足に全く血が通っていない状態で、検査が終わり、13時から17時30分までの緊急手術となりましたが、手術終了後、家族に告げられた医師の言葉は成功ではなく、人工透析をすることになったのですが、人工透析の成果が出なかったとき、左足ひざからの切断というすさまじい結果だけでした。これが家族から渡されたメモしていたことです。

そしてなお、家族が知りたいこと、一つ、「あさりファミリア」の職員の反省会の結果。ということは、この方

のことがあってから、「あさりファミリア」の職員が反省会をしたそうでございます。その反省会の結果を聞きたいと。二つ目、発見されたときの状態を詳しく説明してほしい。三つ目、朝里整形外科病院の診断、一番最初に診てくださった医師の患者の様子などから、腹にうっ血する時間経過、それも知りたいと。13日の朝、係員が病人の部屋に行った際起きていたと言うが、家族から思えば、つらく苦しく眠れない不安な夜を一人で過ごしていたのではないかとわかってなりません。四つ目、家庭であれば知識がないから、むしろすぐにその時点で救急車を呼びます。「あさりファミリア」で夜にもかかわらず救急車を呼ばなかったのには、それだけの責任者がそばにいてくださったのかと。それで、看護師の位置づけの問題があるのです。このときには看護師を呼んで見てもらったという「あさりファミリア」側の説明でございます。それで、遺族は「火葬にしまったのが非常に残念だ」と、お通夜の日に私にそういうふうに話しております。こういうことが弱者を抱えるこういう施設で日常行われることであれば、第二、第三の兄のような事件が起きたら、これはたまらないと。そのためにも関係監督官庁の十分な調査をしていただきたいと。それで、場合によっては、私たちは事件だと考えておりますと、告訴することも司法の手をかりることも検討をしているというふうに話しておられました。

前段で申しましたように、地元の方が抱える、自分が抱える、障害者のために本当に障害者本位の施設をつくりたいという夢が破れて、とうとう心配していたことが起きたのだというふうに、一生懸命やられた方が、昨日もおとといも、それから救急車の説明のときも来て、一緒に説明を聞いていただきました。そのような関係で、今、福祉施設を取り巻く環境というのは、非常に次から次と起きております。私も理事の一人としてこの施設に関係しておりました。それで、準備段階から、とにかくガラス張りの経営をしてほしいのだと。そして、入所者本位の運営をしていただきたいと。そういうことで、もう理事会のたびに話を申し上げてきたのです。そして、問題になっている人員の確保がきちんとなっているのかどうなのか。これも厳しくチェックをしながらきていたわけでございますけれども、残念ながら理事の定数減ということで、事務局の案で私も外れておりました。しかし、現実にやはりこのような事態が起きたわけですから、これは厳正に受け止めて、第二、第三のこのような悲しい思いをさせることなく、北海道の方にも十分協議を続けていただいて原因究明に取り組んでいただきたいと、そのように心からお願いをする次第でございますが、いかがでしょうか。

福祉部長

先日、大島委員と一緒に、その遺族にお会いさせていただきました。そのときに詳しくは後ほどまたということで話をしておりますけれども、そのときに私どもが話したのは、やはり家族の心配、これは当然でございますし、私ども、預ける側、家族の方々が入れる施設が安心して入れられる施設でなければならない、これは最も当然のことです。したがって、やはりそういう意味できちんとした施設、こういうものが必要だというふうな思いでございます。ただ事実関係がどうかというのは、またこれからの部分でございますし、遺族の方に思いの部分のそのときは詳しくは聞きませんでしたけれども、きちんとまとめて整理をさせていただいて私どもの方に出していただければ、そういう見地から、また十分指導権限がある後志支庁とも対応をしていきたいと、こういう話をしたところでございました。

したがって、今話しをする部分で概略を伺いました。それらをまた改めて遺族の方からいただきまして、そして十分安心して預けられる施設に向けて、私ども北海道とも十分対応はしていきたいというふうに考えているところでございます。

大島委員

お願いします。

上野委員

ちょっとだけ一言。私の質問の方は24日にさせていただきますけれども、今、大島委員、私どもこの話、初めて

聞きまして、私も類似した施設をやっている経営者でございますけれども、本当に我々もこの件は大変注意をしているというか、もう24時間本当にしていけないと、今みたいな事故が必ず起きます。私も寝て、23時でも、酔っ払ってでも、電話が来たらもう駆けつけて、救急車と一緒に病院へ行ったことがございますけれども、本当にこれから特に小樽市の場合、老人の施設、また障害者の施設等も増えてきますので、お金だけ出してればいいのではなくて、きちんと施設の方から相談に来た場合でも、それは北海道の監督だから北海道の方に回してくれと、ややもするとこれあるのです。

ですから、これから小樽市の方に移管される事業はたくさんございますので、職員の方もこれは他人事でなくて、もう本当に小樽市に起きることがあるということも私も感じておりますので、どうぞ今日の大島委員のお話、かなり長かったですけれども、やはりこれからの福祉政策に対して大変重要だと思っておりますので、そのことだけ申し述べます。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

簡単に2点だけお尋ねいたします。

病院の被服貸与規則について

一つは、病院の被服貸与規則の問題でございます。まず1点は、これは小樽病院と第二病院両方に聞きたいのですが、現在、看護師が医師と一緒に往診に出る機会があるのかないのか、ここから御答弁してください。

(樽病)総務課長

小樽病院についてですが、そういう機会があります。

(二病)事務局次長

個人のお宅にはありません。

武井委員

今、二病の方に聞きたいのですが、個人の往診はないということですが、ほかのときはあるのですか。

(二病)事務局次長

ほかの病院に、例えば心臓血管外科の医師とかが、そういった科目がない病院の方に患者を専門的に診るということでは出かけることはございます。

武井委員

それで、以前に私はこの問題をお尋ねしているのですけれども、そのときの答弁で、ナースキャップの問題は二病の方が先に廃止したのですけれども、往診のときにかぶるから、ふだん病院内ではかぶらないけれども、したがって貸与をしているのだと、こういう御答弁をいただいています。したがって、今のような外出がある場合ですが、今でも帽子の貸与は行っているのですか。いかがですか。

(二病)事務局次長

ナースキャップの廃止に向けた試行期間には、確かに対外的に出かけるとき、例えばそういったほかの病院に行ったときとかも含めてなのですが、そういったときにはナースキャップを着用しておりましたけれども、平成13年4月から正式にナースキャップを廃止してからは、対外的にもナースキャップの着用はしていません。ですから、現在、貸与はしてございません。

武井委員

樽病はいかがですか。外出のときは確かがあると答えたように聞こえたのですけれども、外出するときは着用していますか。

(樽病)総務課長

小樽病院は外に往診とかというか、そういう形で出るときはありますけれども、今年の7月にナースキャップを廃止してからは、外へ出るときについても着用はしておりません。

武井委員

樽病はこのナースキャップを廃止するに当たり、被服貸与規則を改正して、白衣に階級章というのですか、師長、主任、あるいは総師長の印の模様をつけてあるということ、先日御答弁いただきました。二病については名札でやっておるということでございますが、名札をどのように区別しているか、まず御答弁してください。

(二病)事務局次長

現在は、総師長が紺色、師長が紫色、主任が青色、看護師が白色、助手が緑色となっております。

武井委員

それは被服貸与規則のどこかに明記してありますか。

(二病)事務局次長

規則には明記してございません。

武井委員

規則にはないそうですが、一般の病人と違いますか、外来患者やその人たちが見てわかるように、どこかに掲示かPRしてあるのですか。どういうふうに告知していますか。

(二病)事務局次長

ナースキャップを廃止した当時は、病棟の方とかに掲示してございました。現在はもうかなり年数がたっておりますので、掲示してございません。

武井委員

そうしたら、新しい患者が行ったときは、どういうふうにしてわかるようになっているのですか。

(二病)事務局次長

掲示ということはしてございませんが、患者と接するときに、例えば「師長のだれだれです」ということで口頭で行ってございます。

武井委員

それで、規則上ないにもかかわらず、あなた方は「いや、これでいい」というふうに現在でも思っておりますか。

(二病)事務局次長

今週火曜日に開催されました決算特別委員会におきまして、武井委員からこの規則との関係の御指摘がございましたので、それで早速院内で協議を始めてございます。それで、平成18年度から第二病院の方も、樽病と同じく看護服の左襟に役職の標識をつける方向で進めてまいりたいと考えてございます。

武井委員

同じ市長の下での規則です。規則は1本しかありません。それが二つの病院がそれぞれまちまちのことは困りますし、市長も先日の答弁の中で統合に向けて統一したいと、こういうふうに答弁されています。ぜひとも今、答弁のあった方向で進めていただきたいと思いますと思いますが、これは約束できますか。

(二病)事務局次長

この間のお話を聞いてから、早速うちの院長にも報告し、院長の指示の下でもう既に検討に入っております。平成18年度4月には実施していきたいと考えております。

武井委員

できるだけ規則を読んですとんと落ちるような、納得のいくような形で、私がこの問題を出してからこれは相当もう3年も4年もたっているわけです。ようやく来年の4月に決着がつくようですが、それだけでなく規則という

のは難しい言葉を使っていますが、ぜひともそういうわかりやすいようにしていただきたいと思います。これは答弁要りません。

次の問題です。市側が、平成16年度の決算に当たりまして、非常に細かく市の広報などで市の苦しい財政を市民に訴えております。これは、市民はもう耳にたこができるほど熟知している現状だと思います。こういう内容を踏まえて、先日、市民から投書が市長あてにありました。それについて特に議員にも転送しなさいと、こういう内容の手紙です。したがって、議員の方々も電話が来たときにどういう対応をするか。これは非常に変な話ですけども、理事者と意思の疎通がなくては困りますから、あえて質問をさせていただきます。

この中身は三つに分かれておりまして、一つは、この人は住所不明の方でございます。したがって、市長は文書回答はしていないと、こういう内容だそうです。しかし、市議会議員の皆さん、多くの市民や観光客の声を聞いて市政に反映してほしいと、こういう文章で結ばれています。したがって、以下3点にわたってお尋ねいたします。

新病院の建設について

一つは、福祉部関係にお尋ねします。福祉部がいいのか、病院がいいのか、厚生関係の問題です。財政状況の厳しい折に、さらに借金を重ねて病院を建てるなんていうのはナンセンスだと、こういうことです。もう財政が厳しいことは嫌なほどわかっているようです。常識的に考えて、この計画は無謀でしょうと。市立病院を廃止して、事業は民間に委託すべきだと。私どもは、先般、病院のマイカル地区への移転を承認したばかりでございます。そういう意味も含めてこれに回答するとすれば、理事者はどう答えるか、お答えください。

総務部吉川参事

今、委員がおっしゃったメールの内容につきましては、今のように借金を重ねて病院を建てるのは無謀だということ、それから市立病院を廃止して民間に委託すべきだと、こういうことが書かれてございます。この文面だけでは若干趣旨がわからない部分もありますけれども、新病院を建てるのは、まずこの方は建設をしないで、無謀だということなのですが、今の市立病院を廃止して、要するに市民の医療は民間にゆだねるべきという趣旨なのか、今の市立病院を民間へ委託すべきという趣旨なのか、ちょっとよくわからない部分がありますけれども、私どもで答えるとしたら、やはり最初には基本的に病院をどうするかということは、今の市民にとってどういう医療が必要で、どういう医療を望まれているか、それについて市立病院としてどういう役割を果たさなければならないのかというような観点から考えなければならないだろうということと考えております。

一つは、高齢化社会を迎えて、とりわけ両市立病院の患者も高齢者が多いという中では、非常に多診療科にわたる治療が必要な患者が多いということです。合併症もそうですし、それから進行がんなどもそうですが、非常に多くの科の治療を必要としている患者が多いということ。それから、市民要望が非常に強い救急医療、2次救急、2.5次救急をやる中では、これはいわゆる総合的な診療機能がないと対応できない。そういう中から、やはり総合的な診療機能を持つ病院は小樽市内に必要なのだろうということ考えています。

市内には公的病院が幾つかありまして、それぞれ専門性を生かした医療を行っておりますけれども、総合的な診療機能を持った病院というのは、現在、市立病院以外にはないという中では、やはり市立病院は必要なのだろうと、こういうふうに考えております。それから、民間病院でできない不採算の部門、その分も担わなければならないということがあります。もちろんそれぞれの病院の診療機能を生かして連携することは不可欠ですので、何から何まで市立病院で診るというのではなくて、機能分担をして、そういう意味で大幅にベッドも減らした基本構想を立てているということだと思いますので、そういうことで説明をしたいというふうに思います。

それから、借金を重ねて病院をつくるのは無謀ということなのですが、これは財政的な面でのお話だと思いますけれども、現在、両病院、御承知のとおり施設設備が老朽化しておりますし、運営経費的にも両方に分かれているということで、大変非効率的な状態になっております。また、医療環境が悪化する中で医師確保、これもなかなか難しい問題になっておりますので、このまま推移していても、さらに市の財政負担が増えるということも

考えられますので、少しでも早くコンパクトな効率的な病院をつくって、起債の償還の要素も含めて市の財政を軽減していくということが必要なのではないかとこのように考えております。

あと今の病院を民間に委託すべきだというお考えであれば、これは議会の方の中で何回か話しておりますけれども、指定管理者制度ということになるかと思いますが、不採算の分も持つということ、それからこれだけ大きな病院を受ける受皿の問題もあります。それから、現在、抱えている職員の処遇の問題もあります。そういう意味では、将来的な選択肢としては当然検討していかなければならないと思いますけれども、例えば新病院開院のときに、そういう指定管理者をとるとか、そういうのはちょっと難しいのかなということでもありますので、そういう内容で回答させていただきたいというふうには考えております。

武井委員

これは模範解答といいますか、市立病院は、これは必要だからマイカルの方に移してもつくりたいということでしょうし、機能分担は、これはできるだけ効率的にしたいから、二病との合併なども含めて機能分担をしていきたいという腹があるから、こういう言葉が出たのだらうと思います。ベッド数の削減問題は大体500床前後、半分近くに減らしたいと、こういうことだらうと思います。あとは節約の問題については、人件費部分なども含めてこれから財政を圧縮していきたい、こういう趣旨が含まれているのだらうと思います。したがって、これは別に今のままでもしなければならぬ内容です。ですから、これを私たちは論議していますが、果たしてこの文章でこの方は納得するのだらうかどうだらうか。こんなものは当たり前でないかという答えを持ってくるのではないかと思います。その点はいかがですか。いや、これは満点だと、こういうふうにお考えですか、いかがですか。

総務部吉川参事

満点とは考えていませんけれども、一つには、現在の両病院の状況からして、今のまま続けるということが非常に困難だということを、やはり一つ理解していただかなければならないということと、それから総合的な診療機能を持つ病院、当然ダウンサイジングをして、医療連携もそう簡単に一日にして成るものではありませんけれども、そういうことをしながら、でも診療機能は必要だと、その中でダウンサイジングをしていくのだと。そして、効率的な病院で財政的な負担も減らしていきたい。そういうことは基本としては理解していただけるのではないかとこのように考えます。

武井委員

国際ホテルの再開発問題について

次の問題に移ります。これも私どもの会派の中でもいろいろと今回皆さんにお願いしたりして、議会の決議案などを論議してもらおうというふうにした問題でございますけれども、不発に終わりました。これもぜひとも模範解答をお願いしたいと思います。

これは国際ホテルの再開発問題です。中央通は、平成16年度に開発が終了いたしました。この二つが関連があるわけでございますけれども、中央通の道路整備、これを唯一といいますか、まちづくりをするのは道路を広げることだと勘違いしているのではないかと、その人はこう言っているわけです。よその市町村でやっていないことをやってほしいのだと。そして、小樽独自の路線を目指せ。まちが醸し出す雰囲気や実際に暮らす人たちの生活感を大切にしてほしい、観光などに生かしてほしい、小樽独自の路線を目指せ。こういう励ましも含めた内容になります。中央通はもう16年に完成してしまいましたが、これらの考えに対して、まずまちづくりでしょうか、どのように考えますか。

建設部長

メールについては見てございます。この方は中央通の広い道路の整備についても、消極的なんでしょうか。この方が、今から5年ぐらい前の中央通をごらんになったとき、あの真冬のときに雪のために交通が麻ひをし、歩行者が危険というような状況を御存じであれば、こういう話ではないだらうと。今、まさに整備がされて、交通渋滞が

なくなり、歩行者のバリアフリー化も進んでいるということについても、やはり一つのまちづくりという点では決して間違っていないだろうというふうに思っております。確かに他の都市と同じことをやってはだめだということですが、それはあくまでも面的な話でございますので、そういった意味では私どもはいろいろな形の中で面的整備を進めていくという点では、今議会の中でも委員会の中でも示していますので、それをぜひこの方に伝えたいというふうに思っています。確かに独自の路線という点については、ぜひこの方にお考えがあるのであればお聞きをして、参考にすべきものはしたいというふうに考えてございます。

武井委員

それともう一つは、これは先般、共産党の方から国際ホテルの再開発についてのお尋ねもありました。共産党は、別にプールの問題に絞られておったようです。しかし、ここに来ているのは国際ホテルの開発全般についての内容のようです。要は観光客が来てよかったと思える小樽駅前を開発をしないと、こういう言い方です。しかし、あそこにも海も見えなくなるような70メートルのマンションが建つ計画が、着々と何か進められているように耳に入ってきてまいります。これに対してどう答えるのか提示してください。

建設部長

国際ホテルの再開発の件でございますけれども、現在、その規模についてはまだ確定したものではありません。まだ研究をしているということであることは御理解ください。要は今、駅前のあのビルがなぜこういう話になっているかということを考えるとき、ビルのホテルの灯が消えて3年半を過ぎるあといった状況が、まさにその活性化を目指している小樽市として好ましいかということからスタートをしているというふうに思っています。そういう中で当然老朽化した建物をリニューアルしてやる採算性と、壊して建て直すという採算性を見たときに、壊した方が採算性があるだろうということを確認し、今、再開発の議論になっています。

では、再開発とはどういうことなのかということ、一つは地権者が全員合意をした中で、要は新しい床を使って、それを一部は売却し、事業採算、収入支出両方のでんびんがイコールになってできるというふうになります。そういったときに、この再開発というのはあくまでも移転補償費、さらには解体費、設計費等々の固定的経費はほかの再開発よりは数倍かかります。それは逆に言うとも再開発の床をたくさん設けて、それを売却することでやっとな市場の価格の床単価ができるということですので、ある一定の規模は、要は再開発をするための採算性を考えるときには必要不可欠だろうと思います。ただ、建てるという部分においては、景観に配慮していますということでございますので、そういった意味ではただ高いからだめというものではなくて、要は周りの景観を意識した中での高さを保持しながら外観をつくるという形で事業を進めたいというふうに回答をしたいと思っております。

武井委員

今はまだコンクリートになったわけでもないし、あくまでも構想のように、それを覚えておけという前提で話をされたようですが、これには高層マンションなどが建つかと思って危くしているという部分も出ています。今から決まってしまったのでは困るわけで、この問題については私も建設常任委員会でもお尋ねした経緯がございますけれども、固まらないうちに、そういう駆け込みの業者に対してできるだけ規制をして、観光客が喜んでまた来たいという、こういうようなまちづくりにしてほしいということを申し上げたいと思っておりますが、お答えください。

建設部長

小樽市が守っていかなければならないゾーン、さらには経済活動に資するゾーン、そういった区分けの意識はやはり持っていただく必要があると思っております。やみくもに景観だけで、要は低層建物で土地利用の活用がなければ、経済もそういったキャパになってしまうということですので、地域によっては確かに景観を意識するのだけでも、高度利用ということもあるわけですので、その部分は御理解していただきたいと思っております。

一方、駆け込みという話の景観エリアの話ですが、まさに小樽市の景観審議会の中で議論をし、まとめたものを、今、議会にお示ししました上に、また住民の方にもお示しをし、理解を得ていくというふうに思っています。

すので、当然駆け込みについても、それを阻止するような大きなカバーをしたいというふうに考えてございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時00分

再開 午後 3 時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

菊地委員

戸籍証明手数料について

使用料・手数料の戸籍証明手数料の関係でお尋ねしたいと思います。

平成16年4月から、各種手数料、住民票の証明書等の値上げをしました。15年度決算に比較して、16年度予算で効果額は幾らと見込んだのでしょうか、お尋ねいたします。

(市民) 戸籍住民課長

戸籍及び証明手数料関係なのですけれども、平成16年度の当初予算の計上の際には、過去何年かの件数に基づいて、一応平均値を出して、予算を見積もっているところでございます。結果的に予算に比べて619万2,000円ほど減額となっておりますけれども、これにつきましては、ただいまの手数料関係を全部改正したわけではなくて、住民票関係が200円から300円、それから戸籍の中でも記載事項証明とか、保証についての、そういった住居証明ですか、その4件について200円から300円に改正したと。その件数をもとに、当初予算は予算の見積りをしたといった状況になります。

菊地委員

それで、決算では、当初予算に対して600万円少し落ち込んでいますけれども、これは取扱件数で大きく落ち込んでいるのはどの部分でしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

平成15年度に比べまして、16年度で大きく落ち込んでいるのは住民票の関係で、件数自体は8万5,352件で、対前年度1万2,216件が減っております。それと、あと印鑑証明が2,444件減って5万2,754件。戸籍関係につきましては逆に5万3,493件なのですけれども、前年比4,843件といった状況になっております。

菊地委員

住民票の取扱いで大きく落ち込んだ原因といたしますか、要因というのはどういうところにありますか。

(市民) 戸籍住民課長

正確な分析はしておりませんが、平成16年度につきましては、住民票につきましてはいわゆる消費者金融からの郵便請求が大幅に落ちたということで、正確な数字は押さえておりませんが、そういったものも一つの要因として考えられます。

それと、あと住基ネットが、その活用によって、従来の住民票を添付しなければならないものが、今、パスポートにつきましても、住民票の添付は住基ネットで本人確認をするということで、小樽市内では大体1,600件ほどパスポートの申請があるというふうに聞いていますけれども、そういった面、それに関連して、いろいろな法律上住民票の添付を従来していたのがしなくてもいいということになって、そういった影響があるのかなというふうには考えております。

菊地委員

消費者金融の郵便請求、それは例えば平成15年度の取扱件数の中でどのくらいの割合を占めているものなのでしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

正確にはちょっと把握はしていませんけれども、消費者金融の場合は住民票と戸籍の関係等の請求が来ます。それで、私どもの受付というか、その処理の段階で相当数来ていたものが、一部の業者なのですから、昨年度はぱったり件数が減ったということで、そういった認識で正確な数字についてはちょっと押さえてはおりません。

菊地委員

平成16年度の予算を計上するときに、15年度決算のときの件数よりも2,700件ほど取扱件数の見込みを増やしているのですが、それはどういうことを根拠にして増やしたものでしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

予算編成の際は、ある程度平均値を出しながら、ある程度期待を込めながら予算編成をしているところであります。それで、実際に何件来るかということが、その年々によっていろいろいっているのですが、戸籍関係については年々減っていますけれども、平成16年度には逆に増えているという状況。住民票については徐々に減ってきたのですが、16年度は1万2,000件ほど大幅に減ったという、そういった状況にありますので、そういう分についてはなかなか掌握というか、それは難しいことなのかなというふうには考えています。

菊地委員

証明手数料を値上げして、なおかつ見込みと違ったということで、なぜこうなのかとお伺いしたときに、消費者金融の取扱件数ですか、それが大きく落ち込んでいるということをお聞きしまして、小樽市のこの財政は消費者金融で助かっていたのかなとかと、こんな変なことを、実際そこまでひどいことになっていたのかということをお聞きしたのですが、その2,700件増やした見込みも、そのことをわかっていて増やしたのかと逆に推察してしまったのですが、そういうことはないのでしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

そういうことはございません。

菊地委員

もちろんそういうことがあっては困るなどは思ったのですが。

連絡所の廃止に伴う新サービスについて

次に、連絡所を平成15年度末で廃止して、新たなサービスを三つつくりました。この新サービスについて、それぞれの取扱いについてまずお聞きしたいと思います。

(市民) 戸籍住民課長

平成16年の3月31日に8連絡所を廃止して、新たなサービスとして平成16年4月1日からやっております。それで、1点目として市役所の当直室での時間外の交付、これは住民票についてなのですから、16時まで電話等で受付をして、平日は夜の8時まで、休日については9時から17時まで当直室で交付をするという、そういった制度になりました。16年度につきましては42件でした。

それで、2点目としていわゆる市内のコンビニでの取次交付ということで、これも住民票なのですから、市内のコンビニ15店舗をお願いして、平日につきましては11時まで電話で受付をしたものにつきましては当日の16時以降、また11時から17時まで受付したものについては翌日の16時以降に、それぞれコンビニで取次交付をしております。平成16年度につきましては683件の利用がありました。

それから、3点目といたしまして高齢者等への宅配等、いわゆるふれあい宅配サービスということで、これは住

民票、戸籍謄本、抄本といったものに対して、おおむね75歳以上で身体障害者手帳を交付した出歩くことが困難な方、それらの方を登録していただいて、電話若しくはファクスで受付をして、私どもの方で自宅までお届けするというものですが、その利用件数につきましては、平成16年度3件ほどありました。

そのほかに郵便請求、これは従来からやっておりましたけれども、これについても利用拡大のため、あわせてPRを行ったと。小樽市外に住む方でも、市役所に来なくて郵便請求で住民票はとれますということのPRをさせていただいているところであります。以上が新しいサービスについての内容です。

菊地委員

連絡所で取り扱っていた件数、平成15年度末で何件でしたでしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

平成15年度末で、連絡所は4,077件でした。

菊地委員

その4,077件が連絡所で取り扱われていたと。それにかわることで三つのサービスをつくったのですが、その新サービスについて平成16年度で取り扱った件数については、予想と比較してはいかがだったのでしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

私ども当初予定していた中では、コンビニでの取次ぎということで1,000件ほど予算上では見てまいりました。それで、マックスでも2,000件ということで考えてはいたところでございます。

菊地委員

そのかい離についてはどのように分析されていますか。

(市民) 戸籍住民課長

コンビニの場合は住民票だけの交付ですし、客が住民票のほかにいろいろな用事で、戸籍証明とかであればそういったことができないので、やはり市役所の方に、サービスセンターなどそういったところに出向かれる方が多いのかなと。それと、あと逆に、3月と7月にいろいろ広報でPRして、PRした月はコンビニの件数も多いという状況になりますので、私どもとしても、まだこういった制度がありますということで、今後もPRに努めてまいりたいというふうには考えてございます。

菊地委員

もう一つ、連絡所といえども市役所の公の末端の組織ということで、機密保持とかそういうことで安心して使えるという、そういう市民の方々の安心感があつたのではないかというふうに思うわけなのです。そういう意味では今後推移を見ながら、そうやって、コンビニを含め取扱いは連絡所に比べたらすごく増えたわけですね。それでその数ですから、そういう市民の安心感を得るというための取組ということについても今後ちょっと神経を配っていただきたいということをお願いしたいと思います。

認可保育所の入所待機児の状態について

次に移します。

保育所のことでちょっとお聞きしたいと思います。平成16年度の認可保育所の入所待機児の状況なのですが、15年、16年、17年の4月のそれぞれの状況についてお願いいたします。

(福祉) 子育て支援課長

認可保育所の待機児の状態ということでいいでしょうか。平成15年4月1日現在では、待機は37名でございます。それから、16年4月1日は33名、それから17年4月1日では28名となっております。

菊地委員

公立と民間、いわゆる私立と公立のそれぞれの区分けというのはわかりますか。

(福祉)子育て支援課長

ただいまの内訳ということで、公立とそれから民間の数でございますけれども、平成15年4月は公立が3名、民間が34名の合計で37名です。それから、16年4月におきましては、公立が3名、民間が30名の33名でございます。それから、17年4月は公立はゼロで、民間のみ28名ということでございます。

菊地委員

平成16年には子育て支援の拡充ということで、公立保育所の定数を50名増やしたということでは山田市長の非常なPRにはなっていたのですが、待機児童というのはそれぞれの年度の途中で発生してきますけれども、私立の方はなかなか完全な解消というふうにはなっていないようなのですが、公立保育所の方は100パーセント、年度の中では入れているのでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

公立保育所の待機の状況ですけれども、平成17年度は、年度初めから定数を若干下回って推移してございましたけれども、この10月1日現在では2名の待機があるという状況になっております。完全に入所できるかということ、そう言いきれない状況でございます。

菊地委員

今、子育て支援課長からお話しいただきました2名についてなのですが、銭函保育所の1歳児、それから手宮保育所の3歳児でよろしいでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

その状態になっております。

菊地委員

この銭函保育所についてなのですが、定数110名のところを現在108名の入所、それから手宮保育所は120名のところに104名の入所ということでよろしいですね。

(福祉)子育て支援課長

そのとおりです。

菊地委員

この2名については、現在なぜ待機になっているのかということについて、もう少し状況をお知らせください。

(福祉)子育て支援課長

保育所の定員に対する入所児童の部分でございますけれども、定員を超えていないのに待機があるという御指摘かと思えます。それで、各保育所とも内訳的にですけれども、歳児別で枠を設けてございまして、それに対する保育士の配置をしております。ただいま御指摘のありました銭函保育所の1歳児の待機という部分と、それから手宮保育所の3歳児の1人の待機ですけれども、手宮保育所につきましては、3歳児保育では27名のところを25名、銭函保育所は1歳、2歳ということで35名でやっておりますけれども、今29名ということでは飲みこめるのではないかと、そういう御指摘かというふうに思いますけれども、実は全体的な保育所の保育士のバランスという部分もございまして、ちょっと特段の理由のある子供もいる部分がありまして、保育士の数が追いつけないというような状況でございます。

菊地委員

銭函と手宮はこの平成16年4月で入所定員を増やしたということではないのですけれども、それにしても歳児別の定数の中で、枠が埋まっていないけれども、入れないという事情があるわけですね。これは今、子育て支援課長が、事情をおっしゃっていただけでも、人の手だてができれば入ることができるという状況でしょうか。

(福祉)子育て支援課長

枠外入所の部分、歳児別の部分ですけれども、特に入所の希望があれば一定程度臨時保育士を投入して受けると

いう形にはなっておりますので、これについては当局の方と入所の方向で取り進めたいというふうに考えております。

福祉部次長

確かに今、子育て支援課長もそういう話はしたのですけれども、恐らく銭函保育所の場合は、10月での待機が1名ということなのですが、9月15日に申込みがあって、祖母が求職中ということで、まだ恐らく仕事についていなくて、まだ家で見られる状況にあってこういう形になっているというふうに思います。手宮保育所のこの3歳児の1名についても、現在、院内保育をされている状況でして、恐らくもう近々出るということでたぶん申込みをしていてという状況になっているのだと思います。

菊地委員

私も現職の保育士だったものですから、現場とそれから当局の常にやりあいをしてきた者としてしましては、定数の枠を増やした、それだけではなかなか待機児童の解消には至らないということ、現場の職員の立場からもちよと指摘しておきたいと思うのです。この10月1日の入所児童の現況を見まして、自分なりにこのクラスには保育士は何人必要だということばと計算したら、銭函保育所も手宮保育所も大変な苦勞をしながら仕事をしているだろうなというふうに想像ができるのです。

それで、歳児別の定数の枠があるから、そこに1人ぼんと入れるではないかということ、私は言いたいわけではなくて、この1歳児、3歳児をそれぞれ1名入れることによってどれほど大変かということもわかるものですから、現場の要求にもしっかりこたえながら、定数の枠を増やしなが、なおかつ人のマンパワーをきちんと手だてすることが大事だということ、ちょっと財政部の特に部長には訴えたいなと思って、今日はこの問題を取り上げさせていただきました。その辺については財政部長、いかがなものでしょうか。

福祉部次長

私どもも当然、低年齢児といいますが、そういう要請が最近多いものですから、例えば銭函保育所も8月に増築をして、低年齢児を含めて定員を拡大したり、やはりその保育所の子供の数によって、保育室も当然スペースがあってこの枠があるものですから、できればその数をなるべく多く入れてやりたい、希望のとおりに入れてあげたいということで、人の確保についても相当の協議をしながら、十分現場の意見を聞きながら、今も対応しているところでございます。

新谷委員

人口問題について

人口問題についてお聞きします。

この人口が減っているということが非常に問題視されていますのでお聞きしますが、資料を出していただきました。小樽市は非常に残念ながら、平成12年の時点で全道10万人ですが、その中で一番減っております。そのことをどういうふうに分析されていますでしょうか。

(市民) 戸籍住民課長

これは住民基本台帳の人口で数値を示させていただきました。それで、住民基本台帳の人口の事由別異動届という、いわゆる人口動態の関係なのですけれども、こちらの方は逆に暦年ということで集計しているのですけれども、平成12年1月から12月までということで、自然動態で見れば出生が978名、死亡が1,527名、結果的にマイナス549名という、ここで自然動態でも減っている。それと一方、社会動態、転入で5,197名、転出で6,217名、差引き増減、ここもマイナス1,020名というそういった状況にあります。そういった傾向は平成13年、14年、15年、同じような形で、それぞれ年によっても状況は違いますけれども、昨年で見ますと出生が815名、死亡が1,621名、マイナス806名。平成12年に比べて549名ですから、この時点でも300名ぐらいの差です。それと逆に社会動態で見ますと、転入

は4,510名、転出が5,418名、マイナス908名。平成12年と比べますと、逆にマイナスは若干ですけれども、100名ほど減っているのかなど。暦年の数字でそういった状況がありますけれども、現実的には出生より死亡が多いという状況と、それと転出者が多いのかなという、人口動態状況の中ではそういった状況であるというふうには考えています。

新谷委員

その転出が多い理由は平成14年に企画部で調査しておりますが、たしか企画の方いらっしゃいますよね。

(「います」と呼ぶ者あり)

その中身をちょっと教えてください。

(総務)企画政策室長

全体的な傾向としては、これまでも市長の方からいろいろ話をしておりますが、その転出者、転入者の状況ですけれども、以前に4月から6月までの3か月間で、窓口に入転・転出に訪れた方にアンケート用紙をお配りして、それに回答をいただくという形で調査をしたことがございます。その転出理由としては、ある意味当たり前なんですけれども、職場の関係転勤等、それが一番多いという数字になっております。

新谷委員

それから次に、出生数ですけれども、平成12年から16年までの数字を教えてください。

(保健所)保健総務課長

小樽市内の出生数ですけれども、過去5年間の数字を申し上げます。平成12年が976人、平成13年が954人、平成14年が945人、それから平成15年が935人、平成16年につきましては821人というふうになってございます。

新谷委員

821人。平成16年の事務執行状況説明書では、出生数は781人になっているのですけれども、違うのですか。

(保健所)保健総務課長

今申し上げた数字は、年度ではなく暦年でカウントしましたので、申しわけございません。

新谷委員

いずれにしても900人台からぐっと落ちたということで、この少なくなっている問題が、学校適正配置の問題もこれで実施計画案を取り下げる一つの理由になるくらい大変大きな問題だったわけですよね。これはなぜこのように落ち込んでいるのか、その辺をどういうふうに分析していらっしゃいますか。

(総務)企画政策室長

子供が少なくなっているという原因なのですけれども、社会的な要因なり、出生率の問題なり、幾つかの要因があると思っております。一つは、子供が少ないというのは、子供を産む年齢層の方が少ないということです。その意味では社会動向の中で、数字的には生産年齢の方々が小樽市から転出をしていくという、そういった中での原因が一つあると思います。それから、自然動態の中では、さまざまところで合計特殊出生率が低下しているというふうに言われておりますが、御承知のとおり小樽市の合計特殊出生率は、全国あるいは全道と比較してもさらに少なくなっている。数字で言えば、たしか今年0.98という数字だったと思いますけれども、そういったほとんど明るい話ではないのですけれども、出生率という部分と人口が減っているという二つの部分が子供が少ない大きな原因として考えております。

新谷委員

なぜ子供を産めないのか、産まないのか。その辺はどうですか。

(「それは難しいな」と呼ぶ者あり)

(総務)企画政策室長

個別的にどうこうということではないのですけれども、一般的に言われているのは経済的な理由あるいは子育て

支援対策の問題ということが掲げられておりますので、小樽市の状況もそういったことが主な原因だろうというふうに考えております。

新谷委員

まさに私もそうだと思っております。それで、小樽市は若い人に定住してもらいたいということで、若年者定住促進家賃補助制度をつくっております。平成16年度は15件のみで目標に及びませんでした。これはどうしてでしょうか。

(建設) 建築住宅課長

私どもとしては、この制度を、ホームページとか広報とか、さまざまな形で広報に努めて利用者増を図ってきているところですが、実は平成16年度も申込者としては20名おりましたけれども、実際に交付決定に至った方は15名でした。平成16年度は、まだ市内での転居と、それから市外からの転入と、この二つの方々に対して補助を行っていたのですが、市内での転居の方については、設定した210ヘクタールのエリア内で、適当な住まい先が見つからなかったなどの理由で、4世帯の方が補助決定に至らなかったと。また、市外からの転入の方は家庭の事情で小樽市へ転入する予定でしたが、それができなくなったということで、5世帯の方ができなかったということでもあります。

この制度はいろいろ問い合わせがありますが、幾つかの要件があって行っている補助ですが、それらの要件に該当しなくて補助に至っていない方もいらっしゃるし、その理由は結婚の時期とか居住地の場所とか、いろいろな理由がございますが、その辺の事情で30世帯を目標に予算を確保していたわけですが、15世帯にとどまったということがございます。

新谷委員

目標の半分にも及ばなかったということですね。この制度は補助が36回ですが、平成14年度に利用した29件、この方々は今市内に住んでおりますか。

(建設) 建築住宅課長

この若年者定住促進家賃補助ですが、平成14年度から行っている事業でして、36か月補助を行うということで、14年度に交付決定をした方は皆さん既に補助を終えていらっしゃいます。ただ、まだこの9月とかに今その補助を終えたばかりでして、今後この制度の効果の検証のために、小樽市内にまだ住まわれているかどうかということは、何らかの形で追跡調査といたしますが、そういうことはやっていきたいと考えております。

新谷委員

ぜひお願いいたします。せっかく定住促進の制度としてやっているわけですが、補助が終わったらいなくなるというのでは何の効果もないと思いますので、ぜひこの調査をやっていただきたいと思っております。

保育費負担金について

それで、次に移ります。保育料のことについて伺います。

今も出生しない理由について、経済的な理由が子育て支援ということで問題が提起されておりますが、小樽市は平成16年度、保育料を値上げしました。それで、これは前年度と比較して幾らの増収でしたか。

(福祉) 子育て支援課長

保育費負担金の関係ですが、平成15年度ですと2億2,056万400円でした。16年度は2億6,258万8,005円ということで、差引きでは4,202万7,605円の増となっております。

新谷委員

財政健全化計画では6,600万円の増収ということで、途中なのでこれが妥当な線なのかもしれませんが、市民にとってどうなのかという問題があると思うのですが、平成16年度予算現額に対して197万8,800円減になっていますが、この理由はどういうことでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

保育費負担金の補助負担額は2億5,695万4,000円でした。それで、平成16年の第4回定例会で決算見込みということで立てた額で、入所児童数とそれから保育保護単価、その増減がありましたので、それを見込んで1,335万9,000円の増額補正という形をお願いしております。それが16年度の最終の予算現額ということになっておりますけれども、16年度決算見込みをする上で入所児童数、保護単価、その見込みに若干の増額というか、多かったというか、そういうことから、収入済額との差引きでは190万円ほどの減という差額になっております。

新谷委員

それには負担の問題が出てくると思うのですが、保育費負担の階層別、資料は細かく出ておりますが、大まかにくくってA B C D、この入所児童の割合を平成15年から17年でお知らせください。

(福祉)子育て支援課長

保育費負担金額表ということで先に資料を提出させていただいておりますけれども、大きく分けてA階層、B階層、C階層、D階層ということで、それぞれ入所児童の割合を示してみました。それで、平成15年4月1日の入所人員との割合ですけれども、A階層が9.1パーセント、B階層が21.5パーセント、C階層が21.9パーセント、D階層が47.4パーセントになっております。それから、16年4月1日も同じく入所児童の占める割合についてですけれども、A階層が8.5パーセント、B階層が22.8パーセント、C階層が20.1パーセント、D階層が48.6パーセント。そして、今年の4月1日ですけれども、A階層が9.0パーセント、B階層が21.3パーセント、C階層が14.2パーセント、D階層が55.5パーセントとなっております。

新谷委員

今の数字を聞きましたら、AからCまでわりあいと所得が、収入が低いというのか、そういうところが半分以上ですね。それから、平成17年度のCからDに増えた理由というのは、これは、どういうことでしょうか。ちょっと多くなっていますが。

(福祉)子育て支援課長

保育費負担金を決定するに当たりますとは、それぞれの世帯の父母の前年の課税状況を合算した形で見るということになりますので、異動があった部分につきましては、課税の状況が変わったというふうに思っております。

新谷委員

そうですね。配偶者特別控除、これがなくなりましたので、たぶん増えたのではないかとというふうに想像いたします。それで、平成15年と16年を比べて保育料が幾ら上がって、その率は幾らなのか。この表でB2と、それからC1、C2、D1-1で示してほしいのですが。

(福祉)子育て支援課長

保育費負担金の平成15年度と16年度の比較についてですけれども、お配りしました表に基づきまして、B2の階層ですけれども、これは16年度、3歳未満児では3,200円になっております。15年度は980円でしたので、差額につきましては2,220円で、率は226.5パーセントになっております。それから、C1ですけれども、これは16年度同じく3歳未満児で1万890円、これは15年度7,890円でしたので、差額は3,000円で、率にして38パーセント増となっております。それから、C2ですけれども、同じく1万4,060円で、15年度は1万1,060円でしたので、差額は3,000円で27.1パーセントです。それから、D1-1ですけれども、これは16年度は1万4,790円で、15年度は1万1,790円、同じく3,000円の25.4パーセントの増となっております。

新谷委員

この上の方というか少ない部分だけでも比較しますと、やはり収入の低い方が負担が重くなっているということが、今、数字で表れたと思うのです。平成17年度をさらに見てみますと、B2は変わらないで、C1の人は15年度と比較すると3,310円上がっています。C2は、15年度を比較しますと3,440円の値上げ、それからD1-1の人は

6,000円上がっていますよね。これ間違いないと思うのですけれども、さらに18年度になりますと、このD1-1はD1として大きくりにされているというか、同じくりにされて1万8,200円になって、6,410円も上がってしまうのです。これはやはり本当に重い負担になっていると思うのです。

それで、先ほどお聞きしました17年度CからDに増えたということで、これは税の改正があったということで増えたのですけれども、例えばモデルケースとして年収330万円、それから奥さんが専業主婦で、3歳と4歳の保育園児がいて、その場合、この3歳、4歳が毎年同じと仮定してどういうふうに変わっていくのか、これをちょっと示してほしいのです。保育料は15年度、16年度、17年度、どういうふうになりますか。

(福祉)子育て支援課長

平成16年度、17年度のモデルケースで示すということでありますけれども、先に課税状況については、委員の方からこういう形でということを示していただいているのですけれども、例えば16年度ですと所得税額がゼロということになりますので、階層でいいますとC2でございます。今、3歳、4歳の子供が1人ずつということですので、3歳以上児の部分ですので、1人目が1万1,530円、2人目が4,260円という形で、合わせて1万5,790円になります。それから、17年度につきましては、同じ収入で同じ状態ということで、所得税額の方が1万9,900円という設定になっておりますので、これで申しますとD2の2の階層の方に移りますので、3歳以上児の1人目の単価は2万円です。それから、3歳以上児が2人目ということで9,050円になりますので、合わせて2万9,050円。前年との差額は1万3,260円という形になります。

新谷委員

今、モデルケースで試算していただいたのですけれども、税制が変わったことによって、330万円といたら決して多いあれではなくて本当に少ない方だと思うのですけれども、これだけの負担がかぶさってくるのです。そのほかに税金も高くなりますから、今まで住民税で9,600円だったのが、平成17年度は所得税が1万9,900円になって、住民税が2万3,600円に上がるのです。これだけ負担がかぶさっていて、それにつれて保育料が上がっていくというのが、これはすごく問題だと思うのですけれども、こういう税制改正のことを頭に入れてこの保育料の料金を設定したのでしょうか。

福祉部次長

確かに、今言われるように、税制改正について近々にそういう話はございませんでしたので、考えていなかったというのが本音だと思います。ただ、この平成14年度のときに、保育料が国が定めた基準と比べると、小樽市の場合40パーセントを超える軽減率になっていて、それを全道の平均の24パーセント程度の軽減率にしたいということで値上げをさせていただきました。本来であれば1年でやるのですが、1年でやると大変ということで3年の計画値を出していただきまして、同じ所得のところにはれば最初の1年目は3,000円ということで、そういう負担軽減措置も講じてやってきておりますので、最終的にそのときの計画でも24パーセント程度の軽減率は確保するということになっておりますので、その辺については十分御理解を得て、改定をさせていただきたいというふうに思っております。

そういう意味では、若干税制の改正でもって予想しなかったものがありますけれども、それからしたら逆転をしたら国の基準より上がるのかといたら、そういう状況ではございませんので、保育料というのはそれなりにかかっておりますので、御理解をしていただきたいというふうに思っております。

新谷委員

それではお聞きしますが、監査委員の審査意見書で、この中で分担金及び負担金のことが出ておりますが、平成16年度は収入未済額、これが7,946万9,000円。その主なものに保育費の負担金の5,032万9,000円というふうになっているのです。これは年々積み重なるものですから、単年度でこれだけというふうには思わないのですけれども、こういうふうが増えております。それで、14年度、15年度はどうでしたでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

保育費負担金の未済額ということですが、平成14年度は1,085万7,990円、それから15年度は884万8,590円となっております。

新谷委員

ちょっと私は違うように思ったのですが、これでいいですか。

(財政)財政課長

今のは保育費負担金の収入未済額、これは現年度分も過年度分も全部入れた方が正しいと思いますので、平成14年度は4,138万8,000円、15年度は4,647万6,000円、そういうふうになっております。

新谷委員

このように未済ですから、結局払えないということで増えていっているのです。これをどのように考えておりますか。

福祉部長

保育料につきましては、先ほど次長からも話しましたけれども、私どもも3年間の軽減をしていますけれども、弾力的な対応ということで考えているわけです。いずれにいたしましても、保育料そのものから若干の全体が上がっている関係もございまして、相対的に現年度分は上がらざるを得ないのかなというふうに思っているわけがございます。私どもも、やはりこれはそれぞれ負担をしていただかなければならないということもございまして、一方では減免措置等も配慮しながら、こういう形で改定をさせていただいたということもございまして、やはりそこら辺も十分配慮しながら、私どもも対応してきてございます。そういう意味で、また滞納にできるだけならないように、いわゆる1件でも少なくなるような配慮等も、またいろいろ考えながら進めていかないとならないというふうに思っております。

そのほかに口座振替制度等も、実は導入に当たってやっているわけございまして、そういう意味で多方面から対処をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

新谷委員

こういうふうに計画しましたけれども、先ほども言いましたように、非常に負担が多くなっているわけですね。それで、平成18年度はさらに階層が大きくりにされて、収入の少ない方が保育料の多い方に合わせられるわけです。そうすると非常にやはり大変だと思うのです。

それで、先ほど企画部のことをちょっと聞きまして、資料もいただきましたけれども、転入の方の意見は小樽市は賃金が低いと言うのです。これは31歳の方です。東北・関東では手取りが23万円以上なのに、同じ条件で小樽市は15万円ぐらいしかないというのですよね。少なれば少ないだけの保育料というふうにもなるのですけれども、しかし、やはり安心して預けられる料金に設定すべきだと思うのです。やはり転入した26歳の女性は、若者や子供にあまり優しいと思わないと、子供を産むのには不安が募ると、こんなふうにも回答しているのです。こういう意見もありますし、この収入未済額も増えているということでは、保育料の負担金というのがやはり重いのではないかとと思うのです。

それで、未済が増えないように努力もしているとは思いますが、まず18年度このようにくくらないで、払いやすいように市民の生活も考えて、これからますます税金も上がります。定率減税が廃止されて、すぐ負担がかかってしまうのです。そうしたら、もう保育料だけで収入の1割以上の10何パーセントの負担になってしまって、本当に厳しいのです。だから、先ほど企画の方では子育てにお金がかかるとか、子育て支援の問題を言っていましたけれども、やはり子供が安心して預けられる、育てられる、そういうところでは、小樽市は10何年も料金を据え置きして喜ばれてきたわけですから、18年度上げないで16年に戻すとか、せめて先ほど17年のCからDに行った部分を、その分税金が上がって負担が増えるところを少し考えてもらうとか、福祉部長もさっき配慮もとおし

やいましたけれども、ぜひそういうことで軽減をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

福祉部長

私どもも、当然できるだけ上げたくないという思いはあるわけでございます。そういう中で15年間据え置いてきて、その結果として、国の基準値の4割のギャップをさらに市費単独で埋めていかなければならない。こういう状態ではなかなか安定的な形で今後も保育行政を維持できないというせっぱ詰まった状況の中で、全道・市並みの24パーセントに何とか近づけたいと。ただ、先ほど来、話しますとおり、一足飛びにそこに行くということは当然負担が一層に来るわけですから、そういう意味で平成16年度、17年度、18年度と、こういう形で3年にした経緯もございまして。そういう意味で御理解をお願いしたいというふうに思います。

新谷委員

やはり今の答弁の中で、税制改正の部分は考えていなかったという部分があるのです。だから、本当にそういう点では、負担、負担、負担でもう大変です。ますます私は出生数がもうぐんと下がってしまうのではないかと、それもすごく心配するのです。だから、これは決して子育て支援課だけではなくて、やはり小樽市全体の問題としてどの部分を削って、ではその子育て支援の方に回すとか、私から言わせたら、石狩湾新港なんか早くやめてその分をそっちに持っていくと、そういうことをしなければ、もっとまじめに考えていかないと、この小樽市はますます少子化が進んでいくと私はすごく心配するわけです。そういう意味で何か小樽市の特徴といったら、やはり子育てに安心ができるとか、そういうことが必要だと思っておりますので、スタートしてしまったからと言わずに、ここでちょっと踏みとどまって何らかの形で軽減していくように、ちょっとしつこいですけれども、ぜひお願いしたいと思うのですが。

福祉部長

出生率の関係からいいますと、私ども当然出生率に反映をしていただきたいという期待を込めながら、保育料を15年間据え置いてきたわけでございます。ただ、そういうことも含めて反映がどういう形でされたかという、なかなかしがたいという部分もあるわけでございます。

それからもう一つは、階層そのものが国で決められている部分もございまして。これらが一定程度階層を決めるに当たって、市町村の判断がある形で国から来る形で来ればいいのですけれども、実際に決められた形で今言いましたとおり、平成18年度を迎えても24パーセント部分は小樽市で負担していかなければならないと、こういう状況がございまして、そういうところは考えていきたいというふうに思っているところでございます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

病院事業会計の収益的収支について

それでは、私の方から病院事業会計の方から二、三お聞きいたします。本年度末の未処理欠損金、3,674万円この純損益を加えて65億5,624万1,000円。小樽の人口1人当たり約400万円ぐらいですか、こういうような形で決算を終了したと聞いております。また、医業の収支の比率、これも若干2.1ポイント低下し、93.7パーセント。また、患者の動向について、入院・外来合計で8パーセント減少。また、医業の収益も入院・外来収益、前年度と比べて6.6パーセントの減少。病院事業を取り巻くこういった経営環境、国の医療費抑制政策、こういうものも続く中、まことに診療報酬の引上げが期待できないと思います。また、皆さん御承知のように、やはり患者数の方も減少傾向が続き、増収傾向が見えない本当に厳しい状態だと思っております。

そこでお聞きいたしますが、この病院事業会計の方から収益的収支の予算・決算対照表の全体について、まず感想をお聞かせ願いたいと思います。

また、収益的支出の中から特別損失の決算比率、これが高くなっております。あわせて内容をお聞かせください。

(樽病)総務課長

まず最初に、収益的収支の予算・決算の対照ですが、まず収益的収入の方では1,800万円ほど増えておりますが、ほぼ予算と決算は同額で計算されております。収益的支出の方につきましては、予算よりも3億3,700万円ほど不用額が出ております。その中身につきましては、主なものは医業費用で3億4,700万円の不用額が出ております。その中身の主なものは薬品費で1億4,200万円の不用額が出ています。これにつきましては、平成16年度に診療報酬の改定がありまして、薬価の引下げがありましたので、1年をかけた業者と交渉をしまして、年度末に値引きの契約変更を行ってきたということで、不用額が出ております。あと、給与費でも8,500万円の不用額が出ておりますが、これは主には退職手当ですが、医師と看護師が予定していたよりも年度途中の駆け込みの退職が少なかったということで不用額が出ています。あと、経費でも6,800万円ほどの不用額が出ていますが、これは検査委託とか廃棄物の処理の委託で2,200万円ほど、それと修繕費で1,500万円ほど、光熱水費で1,200万円ほどの不用額が出ております。その結果、収益的収入と収益的支出の差引き増減では、3億9,500万円の予算よりも収支がよくなっているという結果になっておりますが、これは費用の方の不用額が出たため、予算よりも収支がよくなったという結果になっております。

次に、特別損失の決算比率が高くなっているということで、予算に比べて131パーセントということになっておりますが、この中身は診療収入なのですが、これは前年度の2月、3月に社会保険支払基金とか、国保連合会からの収入が一度調定しますが、年度が過ぎた4月以降に返戻されるというのですが、戻される部分とか、あと査定で減額されるといった部分を前年度の収益を修正するものが、この特別損失というところにつながってきます。この特別損失が増えたということですが、幾らぐらい特別損失が出るかということが、なかなか見込みというのは立てるのが難しいものですので、例年の決算を考えて予算を立てるわけですが、今年度は実際の返戻などの額が当初の予算の見込みよりも増となったために、予算よりも30パーセントほど増えたということになっております。

山田委員

本当に増収されることはいいことだと思います。

病院経営成績表のマイナス部分について

次に、経費節減、これも本当にもう限界に来ていることと思います。やはり病院が二つあることによる事務経費、また備品、器材など二重にかかっているのではないかと私自身は思っております。そこでお聞きしますが、病院経営成績表、本当にこちらの方を見るとマイナス部分の三角がいっぱいついております。この部分について比較増減を交えながら、まず見解をお聞きしたいと思います。

(樽病)総務課長

病院経営成績表ですが、これは前年度と今年度の決算の比較の数字の表になっておりますが、まず上の方の収益につきましては、収益の合計の欄で比較増減のところですが、前年度に比べまして6億4,000万円ほど収益が減っております。この6億4,000万円の減っている主な中身は、一番上の方の入院で5億8,800万円減っております。8.7パーセントの減となっておりますが、これはまずは延べ患者数で4.4パーセント前年より減っていることと、1人当たり単価につきましても4.5パーセント、単価、患者数両方で減っていることによります。

次の方の外来で1億200万円減っておりますが、これにつきましては、1人当たりの単価は8.5パーセント前年度よりも増えましたが、それを上回って、延べ患者数でいきますと10.5パーセント落ちていることに伴いまして、収益では2.9パーセント、1億200万円減っているということになっております。収益につきましては、主な要因はそういう項目になっております。

費用の方につきましては、費用の合計では、対前年度に比べまして4億9,200万円減少しております。この主なものにつきましては、上の方の医業費用の中の給与費と材料費が主なものですが、給与費では前年度に比べまして3

億1,600万円減っております。この中身につきましては、給料で1億800万円減っております。これにつきましては、やはり給与の独自カットが平成16年度からありましたので、その影響で前年度よりも給料が減っている。あと手当でも1億2,800万円ほど減っておりますが、これはやはり時間外勤務手当も影響しております、単価の減というのが大きな原因となっております。

2段目の材料費で6.2パーセント、2億3,900万円減っているわけですが、この中身につきましては薬品費で1億7,200万円減っております。これは先ほどもちょっと説明しましたが、診療報酬改定による減と、その値引き交渉の結果と、あと入院外来収益自体が減っておりますので、それに伴って薬品費も減っております。さらに診療材料費でも6,100万円ほど減っております。これにつきましては入院外来収益が減少しておりますので、それに伴う材料費も減った。それと、手術材料費についても減っております。

最終的な差引き損益につきましては、これも比較増減では前年度に比へまして1億4,700万円の減収となっております。これにつきましては費用で4億9,300万円減りましたけれども、その費用の減を上回って収入が6億4,000万円減少したためでありまして、これは主にやはり患者数の減少が収益の減につながったと考えております。

山田委員

そういった意味で、現状、病院の経営について本当に心配している一人なのですが、最近では生活保護を受給する市民も増えているということも聞いております。そのために病状に応じて支払が滞る、こういう患者もまた増えていると聞いております。また、昨今では外国人の交通事故、そういったものもあって請求先、これがはっきりしないような事態もあるということもお聞きしております。

そこで、不納欠損額、未収金の状況、直近の5年間の金額の推移、わかればお聞かせください。それと、平成16年度の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

(樽病) 医事課長

ただいまの、不納欠損額でございますけれども、過去5年間ということで、平成12年度が155万3,000円、13年度が320万円、14年度が288万9,000円、15年度592万7,000円、16年度439万5,000円でございます。この不納欠損の中身の16年度でございますけれども、件数で申し上げますと197件。その内訳といたしまして、入院料が38件、外来診察料が64件、それと乳児健康診断が1件、文書料が18件。それと、これは過去に樽病は付添いの方に病院給食を出していたことがございまして、そのときの給食代が1件。それと、おむつ代が17件、そのほか病衣代、それから電気使用料が58件、計197件の内訳となっております。

次に、未収金でございますけれども、この未収金は決算上3月末で締めておりまして、そのときに不納の場合はレセプト請求といたしまして、支払基金と国保連合会にレセプト請求をするわけでございますけれども、これが3か月遅れで入ってきますので、その時点の未収金というのは、12年度では17億8,400万円、13年度18億1,300万円、14年度17億9,700万円、15年度17億5,000万円、それから16年度16億6,600万円という多額の数字が出ておりますけれども、このうちの90パーセント以上が、今申し上げた国保連合会支払基金から月遅れで入ってくると。そのほかに各市町村に高額医療費を請求している部分もございまして、本人支払分の未収金といたしましては、平成12年度、13年度、14年度とちょっと今ございませぬけれども、15年度末で1億1,352万8,000円、それから16年度末で1億1,715万6,000円となっております。これが本人負担分の未収金ということでございます。

山田委員

未収金、またそういった集金できない金額、多々あることを本当に改めて教えられました。おむつ代もあるとは私もびっくりしました。

未収金対策について

最後に、やはり一番聞きたいのはこのことだと思います。これについての対策について聞いて最後にしたいと思います。

(樽病) 医事課長

正直申し上げまして現在も特効薬はございませんけれども、第二病院の事務局とも相談しながら、どのようにこの未収金を少なくしていくかと、昨年からのいろいろ協議をしているところでございます。それで、郵送による催告の回数を増やしたり、電話催促等、いろいろ考えられることは日々やっておるわけでございますけれども、まず一番には、来て、入院して、退院する方は、現年度といいますが、それを必ず支払ってもらおうという方向、滞納を積み重ねないように工夫するというのが、まず大事だと思うのです。病院の場合、どうしても来て、「この次」と言われて、「絶対払え」というふうにはちょっと突きとめられないと、やはり「お大事」というふうに戻す現状でございます、なかなか苦しい場面もございまして、薬を持っていってもちょっと待てというわけにはなかなかまいらないところもございます。

また、入院もなかなか計画的な出費でございませぬので、突然の出費でございまして、今の経済状況にかんがみてなかなか支払も困難なところもございませぬけれども、その辺もいろいろ面談しながら、分割納入を促進しながら、あくまで現年度を絶対滞納させないと。そうすると、過年度にだんだん増えていかないということがございまして、まず現年度を絶対取ると、そして過年度を少しずつまた減らしていただくという、そういう方策をいろいろ考えてはいきたいと思っておりますけれども、正直特効薬はございません。

山田委員

本当に御苦労されていることは重々わかりました。また、予防策として、ほかの病院でもいろいろな施策がされていると思います。例えば病院の中のテレビでも、ほかのところから借りられてカード式でお支払いしている。電気製品も使ったらだめだというようなほかの病院の例もありますので、ぜひそういうことを参考にして収益を上げるようにひとつよろしく願いいたします。

吹田委員

道路の整備について

私の方から、道路にかかわって、小樽市は老人とそれから小さな子供たちのためにということでいろいろとやっ
ていらっしゃると思うのですけれども、市内の歩道にかかわって、昨年はどの程度の予算を使いながら必要な整備をされたのかということから聞きたいと思えます。

(建設) 建設課長

交通安全施設の整備ということでお答えいたします。現在、実施しております一つとして区画線、標識を設置する位置を定め維持・補修をやること、二つ目といたしまして、歩道の新設での部分等があります。平成16年度決算では、今、申しました維持・補修的なものとしましては3,563万9,000円、また歩道の新設的なものとしましては2億1,220万円というのが16年度決算となっております。

吹田委員

これは平成16年度となっているのですけれども、例えばその前年とか前々年ではどの程度の金額がかかっておりますか。

(建設) 建設課長

平成14年度の決算といたしましては、維持・補修的なものとしまして3,400万円、また道路の新設、歩道の新設等につきましては2億5,200万円ぐらいが決算として上がっております。また、平成15年度といたしましては、維持・補修的なものとしまして約3,600万円、歩道の新設等につきましては2億7,900万円という決算となっております。

吹田委員

この中で新設となると、今ある既存の道路でないという感じだと思いますけれども、一般的にいつも見ますと、

小さな道路については、小学校へ通学とか幼稚園に通園の方もいますけれども、歩道と車道がはっきりと線引きされない形になっておりますので、どうしても子供たちに声をかけてもやはり広がって歩くという感じがございまして、こういうものについて、私にすれば、これが計画的にやりましたらそんなに費用のかからない問題で、何かできるのではないかと感じているのですけれども、この辺について、例えば金額の中でそういうものについてこういうものをやりましたというのがありますでしょうか。

(建設) 建設課長

新設以外の維持・補修的なものとしたしましては、区画線を引くとか、そういったものがございまして。そういった中では、これが100パーセント工夫という、そういった概念ではございませんが、区画線を引く中で歩車分離を図って、そういった形で歩車部分を明確化するということは、現在、維持工事の中では実施しているところです。

吹田委員

この問題で、例えばこの歩車区画という形になりますけれども、これについては地元からの要望等が基本で動いているのでしょうか。

(建設) 維持課長

今の維持工事の中で白線、春先に毎年引いております。それは前年度引いているところもございまして、そういう形で要望があったところ、そういうところも引いております。

吹田委員

通常のこういう白線等を引くものについては、大体大きなところというのが基本のような感じがしまして、やはり一般の小さな道路とかそういうものについて、いろいろとそういう形のもので例えば一方通行にして、車道に歩道を1本でもつけるとか、こういうようなことはどうかと思うのですけれども、そういうことについて、全国でそういうことを何か特別やっていらっしゃる場所はあるのでしょうか。

(建設) 建設課長

現在まで一方通行の検討ということで言えば本通線、堺町本通が一方通行の実績を持ってございまして。ただ、一方通行に関しましては、地元の住民の合意形成というのがかぎでございまして、現在は一方通行の具体的な検討をしているところはございません。

吹田委員

この件については、私はこういう安全的な部分については大々的な工事でなくても、いろいろと地域の皆さんと相談しながらやれば十分できることかなと。小樽市の場合は、やはりこれからますます老人と、また小さい子供たちを守るためのそういうことが必要かと思っておりますので、この辺をぜひ御検討いただきながら進めていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

建設部長

委員がおっしゃることは、十分理解をしております。今、例えば町会長と市の連絡会議とかという形の中でコミュニケーションをとれるような会議もありますので、そういう中で意見交換なんかをしていければというふうに考えています。

吹田委員

アスベストについて

それでは続きまして、アスベストのことについてちょっとお聞きしたいと思っております。今、公設の建物、学校同士そういう吹きつけのものについてはいろいろとされているようなのですけれども、民間の建物等について、今までも国なりなんかのいろいろな規制等がかかっていたのですけれども、これにかかわって昨年度でこのアスベストにかかわって、何かそういう解体とか、そういうものについて把握しているものはございましてでしょうか。

(建設) 建築指導課長

私どもの方で掌握している部分では、解体工事をする際に分別をして解体するという形の建設リサイクル法ということを所管してございます。この部分で平成16年度は届出件数のうち解体工事は311件ということで承知しております。

(環境) 環境課長

環境部の方で、大気汚染防止法ということで届出窓口を持っております。その中で、平成16年度については特定粉じん排出等作業実施届というものを出していただき、これはあくまでも吹きつけアスベストということでございまして、平成16年度は4件届出がございました。

吹田委員

このアスベストにかかわっては、今はもう吹きつけが中心でございますけれども、それ以外に建物にそういういろいろなものにアスベストが入っているというのが、基本だと思っておりますけれども、このものについて、基本的に民間のものの管理を市の方できちんとやるという形のことは考えていらっしゃるのでしょうか。

(建設) 建築指導課長

現在のところは露出してございます吹きつけのアスベスト、いわゆる綿状のようなものでカバーをしているものがやはり危険ということが先行してございます。そういったことで、かたい材料、ボードとか床材の中にアスベストが含有されている材料があるわけですが、そういった材料のまだ調査とか、そういった法規制というのは待っているところでございます。市としましては、そういう国の動きなどの推移を見ながら対応していきたいと考えているところでございます。

吹田委員

このアスベストについてはこれからということのようでございますので、私はやはり市の行政の方でどこかがきちんとキーマンになって、あっちの部署こっちの部署という感じでなくて、今も処理については廃棄処理の処分の関係とか、それと解体にかかわっては厚生労働省の労働基準局の方に届けるとかなんとか、何がどうとかなってしまして、この辺がきちんとしていない、届けがあれば受けるというような感じのやり方をしていると思いますので、平成16年度についてはこのように解体にかかわってのことでということになっておりますけれども、これについてはもっともっときちんとした形のことが必要かなと考えておりまして、16年度も含めてちょっと今質問させていただきました。

佐々木(茂) 委員

富岡1丁目の宅地造成に係る裁判の経過について

まず1点目。小樽市の費用で、富岡のがけのところにシートをかぶせて応急措置を施している。ところが、市の方も裁判に訴えられた。それで、その後の裁判の進行状況といいますか、現在どのようになっているのか、お聞かせをいただきたい。

(建設) 宅地課長

富岡1丁目の宅地造成に係る裁判の経過についてでございますけれども、1回目の口頭弁論が昨年9月13日に開催されております。これまでに9回開催されてございまして、直近では今週の月曜日、10月17日に開催されました。これまで、原告側及び被告側の双方のそれぞれの主張又は反論等について陳述を重ねてきているところであります。

佐々木(茂) 委員

河川使用料について

次に、決算説明書、この実質収支に係る基本使用料の中身についてお伺いをいたします。27ページの河川使用料

のところでございます。河川使用料という形で636万9,511円の収入未済があります。しかも、わずかでございますけれども、不納欠損が15万7,952円という形が載っております。本来であれば、こういう施設の使用料については前払をして、貸倒れというか、不納欠損にならないようにすべきでないかと思うのですが、この辺はいかがなものでしょうか。

(建設)用地管理課長

前払ということでございますけれども、これにつきましては、私どもとしては前払という形はとってございませぬ。あくまでも河川使用に対する利水上、さらに治水上の問題で支障がない区域に対して申入れを受けまして、それから私どもが現地調査などを行いまして、支障がないという判断の中で、双方協議の上で使用料の占用許可といえますか、使用料許可を交付しているわけでございます。

また、不納欠損ということでございますけれども、平成17年8月現在で、未収金といいますか、滞納者というのが25人ほどいらっしゃいました。そういった中で、私どもは従来から未収金対応という形の中で電話催告なり文書催告、さらには戸別訪問等をしているわけでございますけれども、昨今の経済情勢、社会情勢のファクター、それで会社の倒産とか、それから勤務先がなくなった、それから高齢化社会の中で急に年金生活になって、非常に支払等について困難だといった状況が判明してきてございます。私どもといたしましても、根気よく相談については応じているのですけれども、その中で使用料を払うという意識といいますか、意向がある中で、さらに分納等の相談等をされている方につきまして、いろいろな申入れを受けた中で検討しているのですけれども、私どもの財務会計規則の中で5年という時効取消し、時効消滅ということがございますので、残念ながら滞納者の中で17年度分4人につきまして事情は十分聴取したのでございますけれども、残念ながら不納欠損等ということでさせていただきました。今後とも頑張ってまいりたいと思います。

佐々木(茂)委員

ありがとうございます。大変詳しく説明をいただいて、私はそういう形なものですから、不納欠損にならないような形で前払を望むというふうなことでお伺いを申し上げました。

市街地再開発事業施設建築物貸付料について

次に39ページ、財産貸付収入でございますが、市街地再開発事業施設建築物貸付料、この場所はどこで、何件にこういったものを貸し付けているのか。

(建設)庶務課長

場所におきましては、第3ビルにおける駅前再開発事業に伴って市の所有となっていた保留床を貸し付けていた場所でございます。建設費につきましては2件分になっております。

佐々木(茂)委員

公有財産購入費について

次に、68ページ、道路橋りょう総務費、公有財産購入費、予算が600万円、支出額が257万9,717円、不用額が342万283円。これは私がなぜ質問したかという、いわゆる市の予算が少ない中にせつかく予算づけをしていただいて、公有財産を購入しようとしたものであるというふうに理解をします。それで、せつかく少ない予算をつけていただいたのですから、なぜ全額使わなかったかというふうな疑問を持ったので質問をいたしました。

(建設)用地管理課長

御指摘のとおりでございます。私どもといたしましても、できる限り必要な土地でございますので、購入したいということで予算計上をお願いした経緯がございます。しかし、交渉事でございます。相手もございまして、当初どおりにこの予算の執行というのは、過去からなかなか難しい状況でございます。それで、平成16年度につきましてですけれども、当初塩谷地区のツルカケ旧道線ほか、塩谷線、記念通線ですとか、いろいろな他の路線で約240平方メートル程度購入したいという形で考えておりました。しかし、交渉を進める中で、残念ながら合意に至ら

ないという形がございまして、実際に購入できたのは145平方メートル程度ということになりまして、結果的に購入面積の減ということで、不用額ということで計上させていただきました。交渉している用地はいずれにしても必要なものですから、今後とも継続して交渉を続けてまいりたいと、このように考えます。

佐々木(茂)委員

結核対策費と老人保健費委託料について

次に、60ページです。保健所の絡みでございます。結核対策費、扶助費、不用額597万5,651円と、それから61ページの老人保健費委託料の内容、2,446万922円。この二つの内容についてお聞かせをいただきたい。

(保健所)健康増進課長

結核対策費について説明したいと思います。結核対策費関係につきましては、結核にかかった方に対して入所命令をかけたり、また、結核で入院・療養している方に対して国等で医療費を負担するという形になっておりますが、その年度当初見込んだ患者数が、年度末の最終的な数では約半数前後の患者数ということになったことによる不用額でございます。

(保健所)保健総務課長

老人保健費の委託料について説明申し上げます。この委託料につきましては、基本的に大部分が基本健康診断、それから各種がん検診、それから肝炎ウイルスの検診などに使われてございますけれども、当初想定したよりも受診者の数が少なく、特にがん検診については2割ぐらい少なかったということで、そのようなことが不用額の出た要因となっております。

主な不用額の内訳といたしましては、基本健診で300万円、それから各種がん検診で1,570万円、それから肝炎検診で約430万円、そのようなものが主な要因となっております。

佐々木(茂)委員

社会福祉事業資金基金の内容について

次に、財産に関する調書の9ページでございます。社会福祉事業資金基金が924万9,554円の減になってございますが、この内容について。

(福祉)地域福祉課長

内容につきましては、基金の積立てで何本か事業をできることになっておりまして、事業の方の支出が1,279万8,480円でございます。寄付の方が353万1,517円ということで、取崩しの方が924万9,000円というふうになっております。事業の中身としましては、入浴サービス、障害者の海浜休憩所利用助成事業、ボランティア活動育成事業、点字図書館管理運営委託料、福祉除雪サービス、独居高齢者等給食サービス、老壮大学運営委員会等補助金、在宅虚弱高齢者緊急通報システム事業補助金、シルバーエイジ作品展示事業補助金等でございます。

佐々木(茂)委員

まちづくり条例案策定の進行状況について

次に、小樽市の総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」、この総合計画があるわけですが、「ふれあい 福祉・安心プラン」主要政策、そして福祉のまちづくりの推進ということで、福祉条例を制定しますというふうになっていたと思うのですが、このいわゆる条例案の制定に関してどのような進行状況であるのか。

(福祉)地域福祉課長

作成するというので検討はいろいろ進めておりますけれども、国・北海道の施策等でいろいろ動きがございまして、地域福祉計画を策定することが義務づけられました。平成19年度までということではありますが、内容的にまちづくり条例とパッチングといいますが、ほとんど同一内容となりますので、あわせた形で検討を進めております。

佐々木(茂) 委員

あと 2 点ほど聞いて終わります。

し尿処理費と公衆便所維持・管理経費の内容について

次に、決算説明書の149ページ、し尿処理費、これの収集運搬委託料が7,899万1,500円。これの委託料は何社に委託をされているのか。それから、あわせて質問を申し上げます。公衆便所の維持管理経費928万1,240円、何件でだれがされているのか。それから、警備委託料、管理費、これはどういうものを行っているのかということで、これも警備委託料ですか警備費でしたか、290万円ほどかかっていることと、警備委託料が53万1,720円で、管理経費が291万1,387円でございます。これの内容についてひとつお願い申し上げます。

(環境) 管理課長

まず、第 1 点目でございますけれども、し尿の収集運搬の絡みでございますけれども、これはクリーンサービス 1 社に契約をしているところでございます。

2 点目でございますけれども、公衆便所の関係でございますけれども、98件ほど市内に公衆便所がございまして、その清掃をシルバー人材センターに委託しているところでございます。

3 点目の警備委託料53万1,000円ほどなのですけれども、この分につきましては旧第 2 清掃事務所の機械警備でございます、これは中央ビルメンテナンスの方に委託契約をしている部分でございます。

4 点目で管理経費290万円ほどございまして、内訳としてどんなのだという話でございますけれども、これはし尿処理手数料に係る納付書等の郵送料とか、あと印刷経費等ございまして、それが主な部分でございます。

佐々木(茂) 委員

生活保護費の返還収入について

次に、生活保護費の返還収入ということで、1 点だけお伺いして終わりたいと思います。

予算が4,000万円、調定額が8,496万2,112円収入済みが4,887万1,103円、不納欠損が266万5,755円、収入未済が3,342万5,254円という形になってございます。ここで当初予定4,000万円だったにもかかわらず調定額が8,400万円何がしということで、収入未済が物すごく多くなっている、この辺の内容について説明をお願いしたいと思います。

(福祉) 保護課長

調定額の8,490万円何がしですけれども、滞繰分、現年度分含めての調定額でございます、この返還金というのは、よく言われます過少申告とか、それから無届け収入、いわゆる不正受給、それとかあと63条でいいます費用の返還義務に伴う、例えばそ及年金の支給とか生命保険の解約返戻金とか、そういうものがこの返還金の中身でございます。

それで、うちの方としましては保護者に返還金を求めるわけでございますけれども、その中でこのように前年度滞繰をしますとこのぐらいになるのでございますけれども、どうしても途中、保護を廃止、それなりの収入、最低生活をちょっと上回るぐらいで廃止対象になるわけですし、それからあと、他管内に転出される、この方もほかの都市へ行って、そのまま、また生保を受給なさるとか、そういう方がおられまして、納付に協力を願うといっても、そういう方についてはようやく生活保護を脱却した人、それから他都市へ行っても生活保護を受けているということで、なかなか収納率が上がらないという状況でございます。

ただ、平成13年度から現年度につきましては、保護受給者につきましては本人から委任状を徴しまして、代理納付という制度を今採用してございまして、現年度分についてはそれなりの収納率になってございますけれども、今、委員の御指摘のとおり、調定額に対して収入済額が本当にわずかで、収納率にしますと57.5パーセントぐらいと。残りの3,300万円ぐらいのほとんどが、今、説明しましたような内容の滞繰分ということでございます。この滞繰分につきましては、今も話したように、督促等をいたしましてもなかなか入ってこない部分です。ちなみに不納欠損

で今回落としましたけれども、260万円くらいございます。これにつきましては、国庫の負担金同様4分の3については国の方で面倒を見てくれるお金ですので、実質4分の1が市の持ち出しで、その分マイナスになっていくというような中身でございます。

委員長

自民党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。